

令和2年度第10回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第2号）

令和2年12月14日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

1番 中城 峯 雄 君

4番 福本 悟 君

6番 増田 安至 君

3番 宮川 一幸 君

8番 岩永 宏介 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 中城 峯 雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

13番 井本 昭光 君 14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（20人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 野中 眞治 君

教 育 長 本田 恵典 君 総 務 課 長 藤野 浩之 君

企画財政課長 坂本 幸喜 君 税務課課税係長 福田 拓馬 君

税務課徴収係長 村本 陽 君 町民保険課長 宮崎 尚文 君

福 祉 課 長 西橋 静香 君 こども未来課長 田中 智徳 君

復興課長	島田誠也君	健康づくり支援課長	作田豊明君
農業振興課長	井上辰弥君	商工観光課長	鶴野修一君
建設課長	野口壮一君	環境保全課長	緒方良成君
会計管理者	上村清美君	学校教育課長	西本和美君
社会教育課長	沖勝久君	監査委員	吉川勲君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○1番（中城峯雄君） 1番、中城峯雄です。

御船町はまちづくりを進める上で、最上位の計画となる第6期御船町総合計画が昨年12月に策定され、また御船町都市計画マスタープランが令和2年3月に15年ぶりに改定されました。都市計画マスタープランは、地域の個性を生かしたまちづくりに向け土地利用のあり方、道路や公園、住宅造りなど都市計画に関する基本的な方針を定めたものであります。

近年の急速な人口減少や少子高齢化、住民ニーズの多様化など、時代に応じたまちづくりのグランドデザインが策定されたところであります。住民の意向を反映するため、住民意向調査、住民懇談会、パブリックコメントの開催などが実施されました。

まちづくりの目的は、かかわる人が幸せになることだと言われております。住民ニーズを的確に捉え、地元愛やふるさとに結びつく概念を大切にしまちづくりを進めていくことが必要であります。よって、今後のまちづくりの具体的な取り組みについて質問します。

個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 中城議員の御船町都市計画マスタープランの今後の取り組みについてお答えいたします。

近年での人口減少や少子高齢化、インフラ老朽化など、本町を取り巻く社会情勢が変化

していく中、平成16年度に策定された御船町都市計画マスタープランを15年ぶりに改定を行いました。このマスタープランは、第6期御船町総合計画に合わせ、「みんながわくわくする御船町」を都市づくりの将来像として掲げてあります。将来の都市構造や土地利用及び市街地整備の方針などに定め、都市計画区域内における秩序ある都市づくりを目指すものとしています。

また、本町の都市計画区域内に九州縦貫自動車道や九州中央自動車道及び国道443号・445号を有しており、これらの広域交通網を生かした路線形成並びに交流促進を図っていくことが求められています。

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の御船町の将来像をイメージした都市計画の目標や方向性を定めています。

その他個別の質問については、担当課長から答弁させます。

○1番（中城峯雄君） まず最初の質問ですが、国道443・445号バイパス沿線や都市計画道路沿線などの幹線道路の機能を生かした商業・業務機能の誘導を今後どのように考え、どのような施策を講じていかれるのでしょうか、お尋ねします。

○建設課長（野口壮一君） 都市計画の用途地域外となる国道443号・445号の両バイパス沿線については、第6期御船町総合計画では、土地利用調整ゾーン、また御船町都市計画マスタープランでは、沿道施設立地検討ゾーンとして位置づけてあります。御船町都市計画マスタープランでは、熊本県都市計画区域マスタープランに即した土地利用計画が必要となります。将来的な幹線道路沿いの土地利用に向けた町の意思表示として、沿道施設立地検討ゾーンに位置づけているところです。

このような中で、令和3年4月予定のコストコオープンにより、幹線道路の交通量増加が見込まれます。幹線道路沿いの有望な土地利用に期待が寄せられていることとなります。しかし、一方で乱開発等による無秩序な開発を避けた誘導を図っていく必要があります。

今回の都市計画マスタープラン改定に伴う住民アンケートにおいて、国道443・445号バイパス等の幹線道路沿道に商業・業務機能を誘導してほしいという意見が多くありました。町としては、都市計画区域内で交通利便性の高い2つのインターチェンジ周辺では、幹線道路沿いについて、製造・物流関係の産業集積を優先させて、周辺の自然・田園環境や住環境に配慮しつつ、計画的な沿道施設の誘導を図っていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 今お話のように、住民意向調査では68.8%の人が国道443・445号線の

幹線道路沿いに、商業・業務機能を有するのを希望しますというアンケート結果が出ています。

今後、計画的な誘導を図っていくとのことではありますが、現在御船町に立地を希望する会社は何社ぐらいあって、またどのような業種でしょうか、お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 御船町に立地を希望する会社について、お答えいたします。

前年度の主な立地相談の件数については7件となります。主な業種は製造業、物流業となりますが、この中において、本年度に高木地区に製造業、株式会社壺工芸社の立地が決定しております。また、木倉地区には今回複合型宿泊施設の立地意向が表明されております。

○1番（中城峯雄君） 今お話のように、高木地区には壺工芸社、地元では木工所が建つという話ですけれども、かなり建設が進んでおります。そういう状況ですが、企画財政課で、誘致係、これはもう随分前から係がありますけれども、何名体制で、どのような取り組みを今しておられますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 企業誘致係の体制と取り組みについてお答えいたします。

企業誘致係は3名体制で業務を行っております。主な取り組みとしては、企業からの立地相談に対して、業種や面積などの立地条件をもとに、立地に適した用地の情報提供を行い、必要な法手続の側面的な支援を行っております。

また、コストコホールセールジャパン株式会社や複合型宿泊施設については、雇用の創出や定住促進、税収増加や財政健全化などの経済波及効果、また観光振興や地域コミュニティに寄与することから誘致として取り扱っており、進捗状況の管理や課題対策の全体調整を図っているところであります。

○1番（中城峯雄君） そのほかに、企画財政課で企業誘致アドバイザー、これは毎年度予算計上されておりますけれども、これまでどのような、今現在どのようなアドバイスを受けて、またどのような成果が挙げられているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

企業誘致アドバイザー支援業務委託の目的は、御船町震災復興計画に掲げる重点施策において、復興産業拠点創出プロジェクトを位置づけております。戦略的な企業誘致を円滑に進めていくためにアドバイザーを導入しております。主な業務としましては、御船インターチェンジ東側へのコストコ誘致を中心とした技術的支援となりますが、町内で構成す

る担当係長会議また町長、副町長をはじめとする担当課長会議や事業者との協議に出席をいただき、専門的な知見から課題対応の助言をいただいております。

主な成果としましては、コストコ誘致では、各種関係法令の手続を要した中でアドバイザーの支援・助言により立地が実現したことが挙げられます。

○1番（中城峯雄君） そのほかにマスタープランでは、御船インターチェンジや小池高山インターチェンジ周辺、また、これは御船都市計画区域外になりますけれども、上野吉無田インターチェンジ周辺を産業集積地域として位置づけておりますけれども、これはどのように今後計画して、どのような施策を講じていかれるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 九州の西岸軸と東岸軸を結ぶ役割を果たす3つのインターチェンジ周辺の地理的な優位性を生かし、周辺の自然・田園環境、住環境との調和を配慮した魅力的な産業振興拠点として、適正な土地利用の誘導を図ります。

その中で、都市計画区域内に有する御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジの周辺には、広域交通網への利便性を生かし、本町の産業発展及び雇用確保を図るため、経済波及効果が期待できる企業誘致に取り組みます。

また、上野吉無田インターチェンジにおいては、供用開始後における周辺地域の生活基盤は大きく向上しました。町としては、アクセス性が向上した吉無田高原地域への観光客の受け皿となる拠点として、山間部における観光振興を促すとともに、地域資源である廃校施設の有効的な利活用も含めて、中山間地域の産業振興を図っていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 御船インターチェンジ東側には、来年4月にコストコが開業予定です。現在もかなり工事が進んで、看板が2つも出て、ああ、やっとなんか形が見えてきたなという感じがしています。そばに行ったらものすごく大きな建物ですね。私も近いのでしょっちゅう行っておりますけれども。

御船インターチェンジ周辺はそういうことで、コストコが進んでおりますけれども、小池高山インターチェンジですよね。この小池高山インターチェンジは地元の期待も大きいんですけれども、これは今後、企業誘致とかはどのようにお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 小池高山インターチェンジ周辺の企業誘致についてお答えいたします。

小池高山インターチェンジ周辺は、上位計画において第6期御船町総合計画では、産業

集積ゾーンに、御船町都市計画マスタープランでは産業振興拠点に位置づけられております。町としては、法規制が比較的緩やかな小池高山インターチェンジ周辺については、周辺の自然、田園環境及び住環境等の調和に配慮しながら、製造業や物流業を優先的に産業集積を進めていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 小池高山インターチェンジの益城寄りのほうです。ここは約3,000平方メートル（平米）と聞いておりますけれども、企業誘致が進んで、物流関係の会社が来るということで、高山区長によりますと、もう用地買収も済んでおりますということでした。小池高山インターチェンジ近くの443号の東側は、先ほどのお話のように現在老工芸社とか、東側はもう農振除外ですから、ここはかなりほかの物流とか何かいろいろと建ってきております。ただ、西側の部分です。ここは本丸の部分ですけれども、大掛かりな盛土等が必要でありますので、地元の高山の人が大半ですけれども、期待を寄せている、何かできるだろうと期待をされておりますが、また併せて地権者の方は、だんだん後継者も少なくなっていて、そのうちできるだろうということを期待しておりますと言うのですね。いろいろお話を聞きますと、手を挙げる会社がおらんとできませんよというお話だけど、その手を挙げる会社を待つしか方法はないのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 小池高山インターチェンジ西側の土地利用だと思います。それについてお答えいたします。

昨年度企業誘致係では、土地利用意向調査を実施しております。小池高山インターチェンジ西側の用地、約700ヘクタールあります。その回答状況では、地権者自身で耕作する人が約4割に対しまして、今後の農業経営では、将来的に離農とか小作への貸し出しが9割超の集計結果となっております。この背景には、議員御指摘のように将来的な離農の後継者問題があると考えております。

また、土地利用意向調査の中で、地権者の約9割が開発意向ありの考えを示しており、開発の用途では物流系企業が5割、商業系企業と工業系企業がそれぞれ約1割の土地利用を望む結果が明らかとなっております。

以上の結果を踏まえ、町としましては小池高山インターチェンジ西側は、地権者等の開発意向も高く、法規制も比較的緩やかな用地であることから、熊本県に対して用地情報を提供しており、今後、製造業や物流業などの立地誘導を中心に、熊本県と連携しながら有効な土地利用を進めていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 県と連携して用地情報を提供しているということですが、そういった取り組みで、非常にもうここにも、今はかなりだんだん逼迫した状況になってきますので、ぜひ県と連携しながら進めていっていただきたいと思います。

それと、上野吉無田は都市計画区域外にはなりますけれども、先ほどの答弁でも、格段に交通の利便性がよくなった。確かにインターまではよくなりましたけれども、先ほどの答弁の中で、廃校施設の有効的な利活用の、中山間の利活用を図って、中山間地域の振興を図っていくという答弁がありましたけれども、具体的にどういった廃校利用をお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 廃校施設の有効的な利活用について、お答えいたします。

上野吉無田インターチェンジ周辺の廃校施設として、旧田代東部小学校の利活用が考えられます。これまで企業誘致係に対して、旧田代東部小学校の利活用相談が寄せられていますが、財産の処分や民間事業者に係る営利目的による有償での貸し出しが課題であり、利活用に至っていないのが状況であります。

また、旧田代東部小学校は地域コミュニティの拠点でもありますので、今後の利活用に向けては地域の意見聴取を行うなどして有効活用を検討していきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） ぜひ廃校の有効活用を検討していただきたいと思います。

それから、上野吉無田インターチェンジから吉無田に抜ける県道の整備など、この振興を図るには課題が多いと思います。あそこまでは交通の利便性はよくなったけど、あそこから吉無田に行くには旧道のままです。ただ、こういった課題は多いと思いますけれども、一つずつ解決して、風光明媚な吉無田の振興を今後進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 吉無田地区の観光・産業振興を支える道路のインフラ整備は重要だと認識しております。上野吉無田インターチェンジから吉無田地区へのアクセス道路として、県道益城矢部線の一部改良道路の改良に向けて、熊本県では本年度より概略設計に入っております。

また、町では地方創生道整備推進交付金事業により、町道津ヶ峰浅の藪線、上田代線の部分拡幅や線形改良などに着手していく計画であります。

○1番（中城峯雄君） 今後道路の改良工事をやっていくということで、早期にそれをしていただきたいと思います。県道ですから県と連携をとりながら、そういうことでお願いをした

いと思います。

あとは、次に住宅市街地として、既存市街地内での人口の受け皿の確保をどう考えて、どのような施策を講じていけますでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 現行の都市計画区域内における住居系の用途地域155ヘクタールの指定をしております。今後の人口減少、少子高齢化社会を見据えて、エコ・コンパクトな都市づくりが求められています。住民アンケートにおいても、地域生活の拠点となる地区に買い物、医療等の生活サービス施設を集め、そこへ徒歩や公共交通で訪れることができるまちづくりを望む多くの意見が寄せられています。

近年、役場庁舎周辺土地への民間業者による住宅開発が多く進められ、市街地形成に向けた動きが発生しています。しかし一方で、開発による補水・有水機能が低下し、冠水被害への懸念が生じており、雨水対策などを講じ、良好な住環境整備が必要とされております。

○1番（中城峯雄君） 近年、瞬く間に役場庁舎から西往還方面にかけて、住宅やアパートがあつという間に、開発って何か始まれば早いんだなというのを実感しております。いつも通るんだけど、次から次にできております。ただ、このことにより今の答弁のように、冠水被害が発生しております。西往還の区長とか西木倉の区長の話をお聞きすると、いろいろあちこちから冠水の要望が上がっておりますということで、議会にもそういった陳情が上がっておりますけれども、この雨水対策がこれから大きな課題になると思いますけれども、この雨水対策について、どのようにお考えでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） 雨水対策についてお答えします。

役場周辺から西往還区周辺一帯の雨水対策につきましては、現地調査、浸水調査、内水解析を現在行っております。今後は、来年度になりますが、この調査結果をもとに、雨水管理総合計画という具体的な対策を、策定を行っていきます。

また、恒久的な対策としては、矢形川の河川改修が重要であると考えております。

○1番（中城峯雄君） 当面の措置として、周辺水路のしゅんせつなどの予算計上があっておりますけれども、今答弁のように、水路の末端は矢形川であり、以前も矢形川の改修で一般質問しましたけれども、矢形川の改修等は課題が多いと思います。今の答弁の中で雨水管理総合計画の策定を行いますということですが、この地区は、この前11月に表明がありましたように、ビジネスホテルの建設も計画されております。雨水対策は喫緊の課

題と考えておりますが、町長にお尋ねしますけれども、矢形川の改修、簡単にはいきませんが、下からずっと今してきていますが、加勢川から、だんだん上に上がってきています。

それと、これは私の個人の考えですが、矢形川の改修を待つならばいつのことかわからんということで、調整池とか、そういった何か抜本的な対策を講じないと、なかなか開発も行き詰まってくるという気がします。いかがでしょうか。町長。

○町長（藤木正幸君） 政策的な話になってまいりますのでお答えさせていただきたいと思えます。現在、やはり危機感を、危惧しております。その中において、雨水の調査を現在行っているわけでありまして。調査などにおいて今後国・県と協議をしながら調整池も含めて、調整を図ってまいりたいと思えます。

どちらにしても、簡単にできるものではないんですけど、アタックしてまいりたいと思えます。

○1番（中城峯雄君） 矢形川の改修も調整池も、それは簡単にいくことではありません。でも、一番困っているのは御船町です。それから、そういった傾向にだんだん強くなってきますので、ぜひともいろいろな方策を講じて、そして県にもアプローチしながら、その辺は町長の仕事になると思えます。ぜひ進めていっていただきたいと思えます。

次にいきます。農地のあり方として、企業が進出しますけれども、町が発展していく中で、必要性の高い開発があれば、部分的に農地を開発することも想定されますけれども、このような場合、どのように考え、どのような施策を講じていかれますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農地については、御船農業振興地域整備化計画において優良農地を中心に保全すべき農地として位置づけております。一方で町の最上位計画であります第6期御船町総合計画では、国道443号・445号線沿いの農地は、土地利用調整ゾーンに位置づけられており、農地転用の許可見込みがある農地は農振除外し、開発を行うことが可能です。ただし、先に用地を取得し造成を行う待受型の計画では許可の対象となりません。具体的な事業計画があることが前提で、許可を受けて開発することが可能となります。

また、その他の集落付近の農地、中山間地域内の小集団の農地につきましては、農地法第4条、5条の許可基準を満たしていれば許可開発は、転用の開発は可能です。

○1番（中城峯雄君） マスタープランの策定の過程で、住民懇談会がありましたよね。高木

地区でもあったんですが、その中で、野鳥の森の麓、上高野地区になるんですが、野鳥の森の麓から、国道443号線沿いです。こっちから行ったら右側一帯ですけども、耕作放棄地が広がって、上高野区長から、「この一帯有効な土地利用はできないか」という意見があったと思います。議事録に載っていると思いますけれども。

この一帯は近くに保育園も高木保育園ができました。また今冠水の心配、これが一番懸念されていますけれども、ここはまず水害の心配は全くないところで、私は近くに野鳥の森もあるし、住環境として最適な場所と考えますが、いかがお思いでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

ちょうど肌美和工場の先、国道443号線を益城沿いに向かいまして右側、こちらは農業振興地域の農用地区域となっております。よって、開発を行う場合は、まず農振除外の必要があります。ただ、御指摘のとおり、現場のほうは耕作放棄地が増加しておりまして、現在農業振興地域の全体見直し作業を行っており、荒廃した農地は農振地区域から除外する予定としております。

農振地区域から外れた後は、農地法の許可4条、5条の申請が必要になります。現時点で農振農用地区域ということで、農地の広がり10ヘクタール以上ありますので、1種農地となり、原則転用できない区域となります。ただ、1種農地でも例外規定により許可を得ることは可能です。農業振興地域の全体見直しにより除外した農地が山林、原野に変更することで2種農地となり、住宅用地として転用の許可を得ることは可能であると考えます。

また、同様に企業誘致による工場や流通業務施設の立地も可能になってくると思われま

○1番（中城峯雄君） 今、農業振興課長の答弁のように、そこら辺のところは執行部でないと、地域の人はどうにもできません。今、農振の全体の見直しを行っているということで、地元の要望も高いですから、今後の開発のために、ぜひ見直しを検討していただきたい。また併せて、先ほども申し上げた、繰り返しになりますけれども、近くに野鳥の森があります。以前にも野鳥の森で一般質問しましたけれども、現在地元の方とか4名で、全くのボランティアで、もう数年樹木の伐採だとか遊歩道の整備だとか、本当に頭の下がる、私も時々行って声を掛けますけれども、そういった方が本当に奇抜な方がおられるんですよ、世の中は。危ないんですよあれは。だから保険を掛けてくださいと私が言ったから、今は

ちゃんとしてもらっていますけれどもね。こういった野鳥の森があり、近くに散歩コースがあり、そして一帯です。こういう住環境に適したところは私はないと思いますけれども、住宅が増える施策を講じていていただいで、そうすれば、町の人口増加につながっていくと私は考えますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

野鳥の森の環境美化につきましては、議員がおっしゃるようにボランティアの方の御厚意によって現在適正に管理がされております。町としましても、総合賠償保険の適用それから燃料代、刈払機の刃の御支援などをさせていただいておりますが、決して十分であるとは言えません。これに関しては今後も連携をとってまいりたいと思います。

また、いずれにしましても、人が住みやすい住環境の形成において、自然との調和は必要不可欠であると考えますので、野鳥の森をはじめとした公園など、今後も地域と一緒にあって適切に管理をしてまいりたいと思います。

○1番（中城峯雄君） 町の資源として、野鳥の森があつて、あの一帯です、これはやっぱり町が絵を描いてもらわんと地域では何ともできません。地域の方もそれを希望しているわけですから。これもやはり今から具体的に、私は都市計画策定にさせてもらいましたけど、絵に描いた餅では、立派な絵は描けるんですよ、これをどう実行していきますかということを書いていましたけれども、その一端として今回質問させてもらっていますけれども。やはり具体的にどう取り組んでいくかということを書いていて、若い人が喜ぶ、町の人口につながるような施策を講じていていただきたいと考えます。

次にいきます。また観光やレクリエーションの場として、町の自然、例えば森林などを、これを活用する、いかに活用するか、活用していくか、その辺のことをお尋ねいたします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

御船町は豊かな自然に囲まれた町であります。その自然環境は公園化などの住みやすい住環境の形成、それから交流人口を拡大するための地域資源として重要なものであります。活用できる代表なものとしましては吉無田高原、野鳥の森がございますけれども、これまでのように行政主体による活用に限らず、地域や民間団体、企業などを巻き込んだ活用の可能性を今後検討していく必要があると考えます。

○1番（中城峯雄君） 今の答弁で、地域を巻き込んだ取り組みをやっていきますということです。地域も、例えば今、高木の高山地区では地域おこしということで、蛍の里、これも

一般質問でしましたけれども、蛍の里づくり、産神社があつて、蛍の里に、これを何とか町の観光名所の1つとしてできないかということで、今その取り組みに着手をしております。ただ、労働力の提供は地域でもできます。ただこのような、要するに地域の宝ですよ。宝を守って後世に伝えていくためには、地域だけでは限界があります。一番の限界は経費面です。

今、町ではそういった校区や各種団体に地域おこし協力隊制度を導入して、いろいろと観光振興や地域の活性化にも取り組んでこられました。この高山地区についても、労働力の提供、ほかのことは私たちがやります。体制もちゃんとできておりますし、要望も出しておりますので、地域おこし協力隊の導入、支援について、これをどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

現在、町は令和元年度、町で10名の地域おこし協力隊を各種団体に導入しております。この地域おこし協力隊の活動の推進を進めていく上で、町の地域連携保全活動計画、それに御船町まち・ひと・しごと総合戦略、そして震災復興計画の3つの計画を軸としまして、それぞれの計画の計画期間、計画の施策を加味した上でできた団体への地域おこし協力隊の導入を推進しているところであります。

町として受入団体の2者間で協議を重ね、ミッションを設定し、施策に合わせた取り組みを地域おこし協力隊を含めたところで検討し、実践しています。今質問がありました高山地区の蛍の里づくりに対しましても、この方針に基づき、今後、地域と話し合いを重ね、導入に向けて協議させていただきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） ぜひ、今、案外地元の方は蛍が出ると、昔から出るという、高木でも知らない人が多かつすよね。今、そういうことでやりましょうと私が声掛けたら、みんなぱっとまとまってくれて、もう既に、その矢谷川という滝壺があつて、矢谷川があつて、そこのいろいろと清掃をしたりして、そして用地が流されないようにグリを入れたり、また蛍の餌のカワニナを放流したり、そういった取り組みをやっていますので、そういった地域の盛り上がりぜひ支援をしていただいで、高木・高山のためにやるのではありませんので、町全体が何かこういったところをあるよということで、やはり町の観光名所の1つとして何とかならないかということでやっていますので、ぜひ御支援をお願いしたいと、地域おこし協力隊の支援をお願いしたいと思います。

また、高木には肌美和さんという、古いですよ、肌美和という会社、この会社は化粧品関係が中心ですけれども、自然の化粧品と、また自然農法を別の会社でやっておられます。私は社長ともお話ししますけれども、そういった会社もあります。この会社なんかとも、非常に地域愛が強い会社ですので、ぜひ町も会社を巻き込んでという、さっき話がありましたので、ぜひ声をかけてやっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

議員から御案内がありました肌美和株式会社は、御船のいさぎの認定業者でもあり、また御船町観光協会の会員になってもらっています。日頃から町の観光振興に対して御理解、御協力をいただいているところです。

町としましては、肌美和株式会社をはじめとする地域貢献、それから観光振興などに積極的な事業者の皆様と連携をして、今後の地域づくりに、またまちづくりを進めてまいりたいと思います。

○1番（中城峯雄君） よろしくお願ひしたいと思います。

それと、当初コストコの話をしましたけれども、コストコが来年4月に開業します。その後のまちづくりの将来像、これがどう具体的にになっていくかということが重要になってくるとおもいますけれども、要は町がお考えの将来像は、どのようなことをお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 現在、コストコホールセール熊本御船倉庫店は令和3年4月オープン予定となっております。今回の出店は、南九州では初となります。宮崎や鹿児島を中心とした広域的な集客力による新たな人の流れをはじめ、雇用の創出、定住の促進など、多様な波及効果が期待されております。

今後、まちづくりの将来像については、第6期御船町総合計画において、「みんながわくわくする御船町」を掲げております。この将来像を実現するために、4つの基本目標として、「住み続けたい御船町」「人を育む御船町」「活力のある御船町」「人が集う御船町」を掲げて、まちづくりに取り組むこととされております。

町では、コストコへの新たな人の流れを町内に回遊させる仕組みづくりや、コストコへ新たな人の流れを町内に回遊させる仕組みづくり、コストコとの連携を構築して、上位計画に沿った新たな賑わいを創出していきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） ただ今の答弁で、コストコのお客様を町内に回遊させる仕組みづくり

と、これが重要なことだと思いますけれども、具体的にどのように今お考えでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

このコストコのオープンに合わせまして、まずは周辺観光案内看板、サインの設置をいたします。またコストコと町内飲食、それから恐竜博物館などをつなぐ施策としまして、レシートラリーを実施する予定としております。

また、今後の取り組みとしましては、恐竜博物館や吉無田高原、緑の村などの観光施設の情報発信強化、魅力化のみならず、観光協会や観光ガイドなどの観光客の受け皿となる人材育成や組織づくりの支援、化石発掘体験など、御船町内でしか体験ができない滞在型、着地型観光商品の開発、商工会などによります御船町ならではの飲食メニューや商品の開発を行うなど、町内回遊並びに滞在時間の延長の仕組みづくりを官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） 執行部、町だけではできないと思いますし、商工会と観光協会と連携をしながらやっていていただきたいと。具体的にどうしていくかということは、何度も申し上げるようにやはり実行しないと、こうしますだけでは先には進みませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、次ですが、町の企業誘致として11月3日に説明がありましたが、温泉施設、飲食施設、会議室を兼ね備えた複合型ビジネスホテルを令和4年夏に開業する計画の予定でありますけれども、このホテルとどのように連携していかれますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 複合型宿泊施設と町との連携についてという質問ですので、お答えさせていただきます。

御存じのとおり、今ありましたように、本年11月木倉地区に複合型宿泊施設の立地意向が表明されました。町としましては、コストコ立地後の滞留時間増加をさせて、観光振興や地域コミュニティに寄与することから、コストコ誘致の次の一手として誘致企業に取り組んでおります。

複合型宿泊施設と町の連携については、防災協定の締結をはじめ、町内企業との連携、地元団体、教育機関との連携などを検討しております。今後、事業者と具体的な協議を行っていきたいと思っております。

○1番（中城峯雄君） これも、私もようやく地域の人とも話ができる段階になりましたので、まだ今からですよということですよ。非常に町民の期待も大きいし、温泉施設がなくな

ったということも非常に寂しがっておられましたし、また食事するところもないねというのが長年の課題でした。

それと宿泊施設も、やはり今個人の家でもなかなか、昔は何かあったら家に泊まらせていたけど、そういうこともできないから。そういったことでも非常にニーズの高い施設になると思いますけれども。これから、幾つかのハードルがあると思いますけれども、ぜひ事業主と連携を図って町民が期待する、これも町民のニーズの1つですから、ぜひ成功させていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 町としまして、複合型宿泊施設の誘致を実現させるために、先ほども言いましたように、事業所をはじめ、関係各課と連携を図りながら、地域住民の皆様をはじめ、町民や議会の皆様に対しても丁寧な説明を心がけまして、誘導を進めていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） いろいろな、答弁では前向きにやりますというお話がずっと続きました。これからこういうことをどう実行していくかという、何度も申し上げますけれども、都市計画ランドデザインができました、総合計画ができました、総合戦略もできましたと、計画は最後にはいっぱいできましたですね。これは整理せんとわからんごとあるです。

だから、そういったできたものを、やはりそれを具体的にどう実行していくかということ、ぜひとも次の世代につないでいく、我々はそういう役割がありますので、具体的に進めていっていただきたいと思います。

このコストコ開業後の新たな賑わいの創出について、これは皆さん関心を持っておりますよ。観光協会と12月21日に、このようなテーマであおぞら会議を開催します。この時代ですから、私たち議員は6名出席しますけれども、観光協会もいろいろと意見を持っておられると思うんです。だから、そういったお互いに意思疎通を図りながら、観光協会との対話の中でも、議員が、私たちがこうしますということはなかなか言いづらいですから、今回答いただいたようなことを執行部は考えておりますと、一緒になって議会も取り組んでいきますということをお話ししていきたいと思います。

観光協会からのいい意見は、皆様方にまたお伝えしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時5分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○4番（福本 悟君） 質問番号2番、議席番号4番、福本悟です。今回も住民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問になります。先般事前に通告していた内容について質問をさせていただきます。

1番目の、防犯灯の整備計画、維持管理についてであります。防犯灯とはいったい何でしょうか。防犯灯とは、夜間の犯罪や事故等を未然に防止するため、街路などに設置された電灯のことになります。安心安全の基本構造物であり、安心安全なまちづくりのために大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。設置に対しては、多くの住民の皆様から期待と要望を伺うところであります。

このような状況の中、本町の道路状況を見てみますと、国道443・445号、また多くの県道が通り、先般熊本県警察本部発行の『交通要覧』をいただき、毎年60件近くの交通事故あるいは犯罪が発生している状況であります。車社会の今日、いつ事故等が発生するかわかりません。日頃の対策が必要ではないでしょうか。

現在、本町においては、防犯灯の設置は町の規則に沿って、犯罪や事故等を未然に防止し、明るいまちづくりを推進するために、行政区で電気料以外の設置あるいは維持管理を行っている現状と伺っています。しかし、行政区内には国道及び県道に設置された防犯灯の維持管理また高齢化に伴い、行政区の役員等では電球の交換が対応できず、電気業者へ直接お願いをされている行政区もあると伺っています。

さて、第6期総合計画が昨年、令和元年12月に策定をされました。この基本構想の防犯、防災、交通安全体制の充実の中に、防犯灯に関する事項が掲載をされておられません。町は防犯灯の整備計画は立てておられないのか。また、行政区が行っている現行の設置及び維

持管理について、大変危惧をしているところであります。

以上のようなことから、繰り返しになりますが、夜間の犯罪や事故防止等を未然に防止し、安心安全なまちづくりのために大きな役割を果たしている防犯灯、本町においても町道をはじめ数多くの防犯灯が設置をされております。また、本町には御船インターをはじめ3つのインターチェンジや国道、県道を有し、先ほどからお話が出ておりますとおり、来年4月に創業されますコストコの企業誘致等に伴い、生活基盤が大きく様変わりしようとしています。

町長に伺わせていただきます。町長はこの現状をどのように認識され、安心して生活できる社会構築の観点から、防犯灯の整備計画及び維持管理を担当課とどのように議論し、具体的対策をどう講じていくか、考えられているか伺います。

再質問は、質問席で進めさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の1、防犯灯の整備計画及び維持管理について、お答えをいたします。

まず、防犯灯の整備計画についてお答えをいたします。整備については、町総合計画に基づいた整備を行うほか、通学路点検で防犯上危険と判断された箇所に設置するなど、その都度予算計上という形で整備を行っている現状にあります。

また、国道や県道などの幹線道路について県へ問い合わせたところ、特に計画に基づいて設置するというのではなく、トンネル内や橋梁、主要な交差点などに設置をされています。

次に、維持管理についてお答えいたします。防犯灯の維持管理については、平成18年度から新設や修理等の維持管理につきましては地域で行い、電気料については町の負担という運用を行っています。今後は社会状況の変化を考慮しながら、地域性や費用対効果など、さまざまな観点を総合的に勘案して運用を行っていきたいと考えています。

その他、個別の質問については担当課長より説明いたします。

○4番（福本 悟君） それでは、個別の質問に入らせていただきます。

まず初めに、防犯灯の維持管理についてであります。国道、県道及び町道に対して、町が設置した後の防犯灯の維持管理、町が工事、設置した後の防犯灯の維持管理はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町が設置した防犯灯についてということで、原則として町が設置した防犯灯については、町が維持管理を行っているということになります。ただ、設置時に地元協議等も行いながら道路管理者であり、地元地域と協議を行いながら設置を行っているという状況です。

○4番（福本 悟君） 今、課長から基本的なことをお答えいただきました。町が設置した工事については町が管理するということで、確認をいたしました。

では2点ほど、事業のことで確認をさせていただきます。まずは、令和元年度の繰越事業で、決算で出てきました茶屋本から日向、これは事業自体はどういう事業を使われていますでしょうか、防犯灯の関係は。

○学校教育課長（西本和美君） 町道北園茶屋本線の防犯灯についてのお尋ねですが、事業としましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、学校教育課で整備しています。

○4番（福本 悟君） ここで何点か、まずは申請者、それとこの防犯灯の所有権と申しますか、どこが所有しているのか。それと、管理形態です。この社会資本整備総合交付金を使った事業、これをまず地元が管理しているのか。どういう、口頭だけの業務形態なのか、それとも正式に文書を出されているのか。申請者と所有権と管理形態、この3点について、伺います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

先ほどの町道北園茶屋本線の防犯灯の件ですが、今、申請と言われていますが、申請としては町がこの事業にのって申請をしたということになります。その前に要望書が地元から提出をされております。平成27年8月7日であります。町道北園茶屋本線の防犯灯の設置に関する要望ということで出されておりますので、その要望を受けて、町が町の事業に申請したという形になります。

要望者は3名の方が連名で出されております。まず、日向の区長それと茶屋本の区長、それと当時の青少年育成会議七滝の支部長の3名により要望書が出ておりますので、それに基づいて事業の申請を行ったということになります。

また、工事は町で工事を行ったということになります。設置する中で、地元協議を行っております。それはまず道路管理者であったり、先ほど申しました地元の3名の方、区長をはじめ、青少年育成会議の役員の方、支部長と協議を行って設置をしております。その中で維持管理についても協議を行っております。そこで維持管理については、各茶屋本区、日向区で維持管理は行うということで、そういった協議の上で設置をしたということにな

ります。ただ、協議書自体は、今存在は確認はできておりませんが、口頭でそこは協議が済まされているということで、それに基づいて町で工事を行ったということになります。これは町がした工事と、事業主体は町でありますので、防犯灯自体は町の財産としてあるかと思います。

○4番（福本 悟君） 概略はわかりました。またそのあたりは最後のほうで質問をさせていただきます。

この防犯灯自体の申請といいますか、まずは要望書を出されたということですね。3者の連携、2つの区長と青少年健全育成、それと事業は町で実施しましたということで、ただ、委託の関係は口頭でということで、文書は何もないということで、これはもうそれでいいですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

当時のことで、私もそこまでは調査しておりませんが、聞いたところによると、口頭での協議ということだったかと思います。

○4番（福本 悟君） では、次の質問をしていきます。冒頭町長の答弁の中に、総合計画の実施計画ですか、それと道路の点検、その都度何かそれに基づいて予算計上してということで答弁をいただきました。

そこで伺います。防犯灯の整備計画ですけれども、先ほどの茶屋本関係の事業です。社会資本整備総合交付金の防犯灯設置費補助金という社交金の事業がありますけれども、国が県道などの主要道路、また河川の管理道路、また通学路に対する防犯灯の整備計画、今現在の整備計画はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町全体の整備計画というのは現在まだ策定はしておりません。ただ、先ほど町長も申しましたとおり、防犯上特に必要と認められる分、または地域からの要望、それと社会情勢の変化、先ほど言いました道路の整備が進んでいく、それと宅地が開発されていくということで、防犯上特に必要と認められる分については、今後社会資本整備総合交付金の事業であったり、そういった事業を活用しながら、整備計画をしながら整備を進めていくということになるかと思います。

○4番（福本 悟君） 最初、中城議員の一般質問でコストコがコストコホールセール熊本御船倉庫店と正式名称が決まったということで、これは町としての復興のシンボルになるこ

とは言うまでもありません。復興のシンボルにしなければならないと強く思っております。

やはり安心安全な、住んでよかった御船町を作るためには、この防犯灯の整備も必要不可欠ではないかと思えます。現在、課長から伺いましたが、計画はないということでありましたけれども、今後は必要に応じていろいろな調整をしながらということですので、少しは安心をしたところでもあります。

では、同等の質問ですけれども、同じく事業の活用というところで、防犯灯のLED化、今社会全体がLED化に進んでいます。CO₂の排出量削減による環境負荷軽減のために、寿命が短い、電気料金が安い、環境に優しいことから、白熱電球や蛍光灯をLED球や直間型のLED球に交換されている自治体があると聞いています。

まず、本町はこのような計画はあるのかないのか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） 特に何年度まで何%のLED化を図るとか、詳細な計画はございませんが、その都度整備する上ではLED化ということで整備を進めているところでもあります。

○4番（福本 悟君） 第6期の総合計画に、SDGsということが出てきています。持続可能な開発目標ということで、この防犯灯のLED化もこの取り組みの1つであると強く感じております。

では、総務課長、防犯灯の必要性です。そこがいまひとつ何か地域任せのような感じで、あまり強く感じられないんですが、各行政区に任せているというか。そのあたり、総務課長、防犯灯の必要性はどんなですか。そこをお聞かせください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防犯灯の必要性につきましては、当然必要だと思っております。安心・安全なまちづくりの中の1つの大きなものだと思っております。そういったことでもありますので、今後とも整備は計画的に行っていくということになると思います。

○4番（福本 悟君） 今回一般質問に上がった経緯といいますか、その公助と共助ということは各区長も大変理解はされています。自分のところはやはり自分たちで、その話し合ったように防犯灯は設置する。ただ、要は国道であったり県道であったり、多くの方が通るところです。このあたりの防犯灯の設置、維持管理、このあたりは多くの区長からお聞きをるところです。あるいは区と区を結ぶこの区間です。これも本来は町がすることとの声も聞きます。そういうことで、国・県道です、主要道路、集落を結ぶ道路、河川の管理

道路であったり、通学道路、通勤や通学道路などとして不特定多数の方が利用されること、
こういう状況から安全・安心して利用できる環境づくりは町が対応すべき大切な役割では
ないかと考えておりますが、この主要道路に対する防犯灯の設置、維持管理について、総
務課長はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 主要道路に関する防犯灯の維持管理ということの御質問です。確
かに今社会情勢は随分変わってきております。道路は、先ほど申しましたように道路整備
が行われている。住宅の開発が進んでいるということで、大変重要な部分になるかと思
います。その点につきましては、今後、設置も含めまして関係機関との協議、道路管理者で
あったり地元と協議等を行いながら設置を進めていくということになりますので、今後は、
地域の実情などを踏まえ、実態に即した形で運用をしていく必要があるのかなとは思っ
ています。

○4番（福本 悟君） それでは、再度町長にお伺いをさせていただきたいと思
います。

冒頭、町長から答弁をいただきました。その後、課長から幾つかの説明をいただきまし
た。どうしても、これだけの説明を聞く限りでは、この件は行政区任せのような感じが私
はしました。本来は町として3年、5年計画の整備計画を、今大きく御船町は変わって
いるんです。本来は計画を立てるべきではないかと考えています。国道、県道など主要道路、
集落を結ぶ道路、河川の管理道路、通学路についても、繰り返しになりますが不特定多数
の方が利用されること、そういうことから、安全・安心して利用できる環境づくりは町が
対応すべき役割と考えております。公助と共助、これは各区長が十分に理解をされてい
ると感じております。

この防犯灯が整備された明るく、安心・安全なまちづくり、住んでよかった御船町を、
町長目指そうではありませんか。最後に、町長のお言葉を、防犯灯の今後の整備計画、維
持管理について、どのように取り組んでいく考えであるかを、町長から言葉をいただき
たいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思
います。

町民が安心して暮らせるまちづくりを行っていきたい、これは議員も私たちも同じ思
いだ
ろうと思っております。その中において、今回の防犯灯に関しまして、これまでも御船町
においては防犯灯を数多く設置しています。その中には、やはり地域との話し合いの中
で地域ができること、そして私たちができること、共にできること。今言われましたよう

に自助、共助、公助の中において現在進めております。

その中において、地域地域をつなぐ道路、そして通学路、国道、県道というお話がありました。これからも私たちはそこに防犯灯を付けたいというのは同じ気持ちであります。しかしながら、その中において、今一遍にできることではありません。今までどおり、地域と話し合いながら、要望に応えながら、今変化が、本当に言われるように大きく変わろうとしています。変化に対応しながら、設置を考えてまいりたいと思っております。考え方1つで自助、共助、公助、この関係性をより強化にしながら進めてまいりたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 防犯灯の整備については、今後よろしく検討を。町長の公約にあります伺い行政、そこに非常に私はマッチングしているかなと思います。今後の防犯灯の整備、維持管理については期待をしたいと思います。また後にぜひ今後質問をさせていただきます。

それでは、次の2つ目の質問に入らせていただきます。地域公共交通のあり方について伺います。この地域公共交通とは、自動車を使用しない町民に対し通勤、通学、通院などの移動手段を提供し、日常生活を支えることとされています。少子高齢社会に対応するためにも必要不可欠なもの、一般的には、この地域公共交通には、路線バス、コミュニティバス、スクールバス、福祉交通等の公共交通があるとされています。

本町においては、いかがでしょうか。町内の一部に路線バス、コミュニティバス、スクールバスが運行をしています。御承知のとおり、この路線バス、2つの事業者が運行していますが、平成19年3月末で2つの路線が廃止になったと伺っております。その同年4月から町の委託によりコミュニティバスが運行をされ、学校統廃合、学校統合により閉校となった小中学校の児童生徒への通学の利便を図ることを目的に、スクールバスが運行されていると伺うことができました。

さて、先般の新聞にこのことが出ていたのですが、県内のバス事業者5社は、県内で運行している路線バスの利用状況が、ここ5年間で利用者の約1割が落ち込み、この5社の総計で、2019年度の経常赤字は非常に厳しい経営実態にあることが公表されました。同月11日に開催されました県主催の地域公共交通会議において、持続可能な交通ネットワークの構築などを目標とする県地域公共交通計画の骨子案が提示されたと伺っております。

次に、10月23日には閣議において、2020年版厚生労働白書が報告をされています。平成

元年から高齢化がピークに近づく2040年、1989年から2040年までの約50年間で、高齢者数は全国で35.3%、2,400万人の増、出生数が4割減少するという推測をされています。

それでは、本町ではどうでしょうか。2000年以降、超高齢社会に突入をしております。2025年推計では、町民の3分の1が65歳以上と推計され、高齢化の進展が顕著となる中、交通空白地域が点在し、交通弱者と言われる車を利用できない町民にとって、買い物や医療機関への受診など、日常生活に支障を来す状況になっていることから、地域公共交通を希望する声、地域の皆さんからこの地域公共交通を希望する声を伺うことができました。

ここで、町長に伺わせていただきます。本町における公共交通は路線バスやタクシーなどにより構成された町民の移動手段として利用されておりますが、自家用車の普及や少子化に伴い利用者は年々減少にあります。併せて交通空白地域が点在する状況と伺っております。町長はこの現状をどのように認識し、町民の移動手段の観点から、地域公共交通のあり方について、担当課でどのように議論し、具体的対策をどう講じていく考えか伺います。

あとは再質問とさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員に、地域公共交通のあり方についてお答えをいたします。

御船町の公共交通は熊本バス、産交バスが運行し、市町村間をつないでいる路線バス、麻生交通が運行し町内の中山間地域と平坦地域をつないでいるコミュニティバス、麻生交通と御船タクシーが運行するタクシーがあります。現在、町全体の人口減や少子高齢化をはじめ、バスの運転手不足による便数の減などにより、年々利用数は減少の一途をたどっているところであります。しかし、利用者が減少しても、高齢者や障がい者、中高生など自家用車を運転できない人の移動手段を確保する上で必要不可欠なものと認識しています。

現在、本町には将来の公共交通のあり方を描いたものがないため、公共交通網の形成や公共交通が利用できない町民の移動手段の確保、利用しやすい公共交通に変えていくなど、利用促進を図る公共交通計画を策定する必要があります。そのため、令和3年度に公共交通運行事業者、地域住民、行政機関、学識経験者などで構成する地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、町民アンケートや住民懇談会をもとに、御船町の公共交通施策の指針となる御船町地域公共交通計画の策定を目指してまいります。

その他、個別質問については、担当課長が答弁します。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。

はじめに、地域公共交通の現状と課題について伺わせていただきます。自動車輸送統計年報によると、全国の路線バス輸送総人員が、昭和45年には100億人であったのが、平成28年度には約45億人、半数以下に減少をしている状況であります。本町における地域公共交通の現状、課題はどのようになっていますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず、路線バスの現状と課題について、お答え申し上げます。

本町では、熊本バスと産交バスが運行し、市町村間をつないでおります。利用者は熊本地震が起きた平成28年度に極端に減少し、徐々に回復してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により利用者はさらに減少しております。

また、バスの運転手不足により便数も削減しております。利用者数を比較しますと、震災前の平成26年度は年間109万7,064人が令和元年度では年間92万1,973人と、ここ5年間で17万5,089人が減少している状況であります。

続きまして、麻生交通が運行し、中山間地域と平坦地域をつないでいるコミュニティバスの現状と課題について、お答え申し上げます。路線バス同様に年々利用者が減少しております。利用者数を比較しますと、震災前の平成26年度は年間1万7,833人が、令和2年度では年間1万1,029人と、ここ5年間で6,804人も減少している状況であります。

原因としましては、自動車の普及と人口減少による公共交通の利用者数の減少が大きな原因と考えられます。特に中山間地域においては人口減少と少子高齢化が進み、バス利用者は激減しております。課題としましては、利用者減による料金収入の減で補助金が増加しているところです。また、公共交通を利用したくてもバス停まで遠い地域もあり、その地域の住民の移動手段をどう確保していくかが大きな課題ととらえております。

○学校教育課長（西本和美君） スクールバスについてお答えします。現状としましては、小学校が2校、中学校が1校利用しています。これは、統廃合により新しい学校に通学することになった児童生徒が利用するものです。滝尾小学校1路線は5人が利用しております。七滝中央小学校3路線、39人が利用しております。御船中学校2路線、17人が利用しております。滝尾小学校と御船中学校についてはジャンボタクシーを利用しています。なお、中学生につきましては、路線バスがある地域につきましては、コミュニティバス、熊本バスを利用して通学しています。

○4番（福本 悟君） 先ほど坂本課長から答弁をいただきました。それぞれの路線バス、コ

コミュニティバス、過去5年間、平成26年度からの、令和2年度というのは出ているんですかね。令和2年度ですよと今さっき言ったんですが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 先ほど、平成26年度の利用者数をいいました。もう1つは令和元年度末の利用者数ということになります。

○4番（福本 悟君） 令和元年度ですね、了解しました。それぞれ路線バスでは約17万人の減少、それとコミュニティバスでは約6,800人が減少しているんですね。

では、次の質問に入ります。こちらも総合計画の中に入りますが、生活環境の整備及び防犯・防災・交通安全体制の充実について伺わせていただきます。この総合計画の基本計画にあります生活環境の整備及び防犯・防災・交通安全体制の充実について、本年が、令和2年が始まりまして約8カ月が過ぎようとしています。取組状況はどのようになっていますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

防犯・防災・交通安全対策の充実の中のわくわく生活プロジェクト、運転免許証返納者への支援についての質問だと思います。今後高齢化が進みまして免許証の返納者が増大していく中で、住民の生活を維持するために必要なことであるため、公共交通空白地域へ公共交通を導入することも含め検討していく方針であります。

○4番（福本 悟君） 今検討中ということでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい。

○4番（福本 悟君） では、次の質問に入ります。本町における高齢者の数、高齢化率について確認をさせていただきたいと思います。先ほど冒頭で、労働白書では1989年からこの50年間で大分少なくなっているというところです。本町において、今全国と同じような、この状況が起きている状況なのかです。この数値がわかれば、高齢者数と高齢化率について、答弁をいただきたいと思います。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 高齢者数と高齢化率についてお答えいたします。

1992年、平成4年からの資料しかございませんので、1992年から説明いたします。御船町の総人口1万8,514人に対しまして、65歳以上の人口が3,506人で、高齢化率は18.9%になります。それから、2020年現在では総人口1万6,955人に対し、65歳以上の人口5,885人で、高齢化率は34.7%となっています。2040年の推計では、人口1万5,916人に対し、65歳以上の人口6,096人で高齢化率が38.3%と推計しております。

○4番（福本 悟君） 宮崎課長にあと1点、お伺いさせていただきます。世帯で高齢者のみの世帯、75歳以上の世帯です。これが各行政区ごとに数字が出ますか。出なければ町全体で、何かその推移とかあれば、教えてください。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

行政区ごとの高齢者世帯というのはシステム上出ませんので、町全体でお答えしたいと思います。世帯員全員が75歳以上の世帯の状況についてお答えします。平成23年度御船町の総世帯数が6,953世帯となっており、世帯員全員が75歳以上の世帯数は1,087世帯、率としましては15.6%となります。それから、令和2年現在の総世帯数は7,234世帯となっており、世帯員全員が75歳以上の世帯数は1,382世帯で、率としましては19.1%となっております。

○4番（福本 悟君） 今回の一般質問で、地域の住民から、今確認しました高齢者のみの世帯はやはり買い物とか病院、そこが今回の一般質問のメインですけれども。それで、各行政区のそれぞれ75歳以上の世帯数がわかればということで、今質問させていただきました。システム上は出ませんが、全体であるということで、令和2年は約19.1%ということで理解をさせていただきました。

それでは、先般、これは新聞に載っていましたが、11月13日に県主催によります地域公共交通協議会が開催をされております。持続可能な交通ネットワークの構築などを目標とする県地域公共交通計画の骨子案が提案をされたと同わさせていただきました。これはどういうものか、簡単に概略を説明いただければと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 熊本県地域公共交通計画の骨子案では、熊本県全域を対象とし、上位計画となる熊本県の次期基本計画方針を踏まえた上で、熊本県の地域公共交通政策のマスタープランと位置づけられております。具体的には複数のバス事業者で重複している区間の最適化を図るために、九州産交バスと産交バス、それに熊本電鉄、熊本バス及び熊本都市バスの各社は、共同経営準備室を設置し、重複路線の最適化に伴う共同経営計画の策定などに取り組むとされております。

また、コミュニティ交通の体制整備について、計画の目標である輸送資源の総動員によるコミュニティ交通の充実の施策として、コミュニティ公共交通導入に向けた指針の策定、コミュニティ交通導入に係る財政支援、コミュニティ交通導入に係る研修機会等の充実の展開を図るとされております。

○4番（福本 悟君） 課長から大きく2点、共同経営による路線網の構築、それとコミュニティ交通の充実の体制整備ということで了解させていただきました。

それでは、この公共交通空白地域及び公共交通不便地域、これについて今、町は、まずは把握されていますか。それとも今からこの地域を取り組まれる予定でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この公共交通空白地域といいますのは、ある程度の定義はございません。500メートル離れた地点以上は空白地域とか、1キロ以上が空白地域とか、この定義は今のところありません。現在、御船町の地図上にバス停をプロットしまして、バス停から半径500メートル以上離れた地域を公共交通空白地域として抽出しました。平坦地区では、御船町御船の瓜山それに牛ヶ瀬2区、それに陣、小坂、高木の甘木、それに下高野が該当いたします。

中山間地域では、七滝の松の生、向山、木の末、藤木、椎の尾、上野の八勢、田代西部の中野、木戸屋、田代東部の間所、水源が該当すると思われまます。現在のところ、この地域の住民は、自助、共助によりまして移動手段を確保されているのが状況となっております。

○4番（福本 悟君） 今、課長から状況の説明をいただきました。まず半径500メートル、これは調べる限り、この定義というのは決まっていないというところですが、この500メートルはどのようなあれで500メートルで想定をされているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これは、町村によってバラバラで、先ほど言いましたようにこの定義はございません。町としましては300メートル、500メートルといろいろ案は出ましたけれども、今のところは500メートルで協議をして、次期これに対しましては、公共交通網に関しましては、地域住民のアンケート調査とか住民説明会、意見交換会もする予定ですので、そのあたりでこれが300メートルになる可能性もございます。ただ、今のところは500メートルで定義をしております。

○4番（福本 悟君） 今回の一般質問するに当たっては、まずはやはり、ここの公共交通の空白地域、これをまず、第一に私は調べていただきたいと思っておりましたが、もう担当課で調べておられるということで、平坦では、課長から6カ所と中山間地では6地域が、この公共交通空白地域に該当するというので、了解をいただきました。

それでは、時間も来ますので、最後に町長からいただきたいと思ひます。

冒頭、町長から地域公共交通活性化協議会、もちろんこれには費用弁償であったり、交

通費だったり必要になるかと思えます。令和3年度の予算の計上が必要かと思えますけれども、このあたりについて併せていただきたいのですが。この地域交通の現状と課題について、及びこの公共交通について、説明をいただきました。

この平坦、中山間地域を有する本町においても、先ほどの繰り返しになりますが、超高齢化社会に突入しており、この2025年推計では3人に1人が65歳と。ちょっと末恐ろしいようなこの推計、3人に1人が65歳と。ではどのようになるんだろうと危惧をしているところです。

また、課長から、この交通空白地域が計の16カ所御船町には点在しますということで、答弁をいただきました。この交通弱者と言われる車を利用できない町民にとって、買い物、医療機関などの受診など、日常生活に支障を来すことがないように、早急な取り組みが必要かと考えています。町長はこの地域公共交通のあり方について、最後にお考え等あればいただきたいと思えます。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

これまで説明いたしました課題解決のために精いっぱい頑張ったいと思っております。特に来年度、この空白地域の解消のためにも、計画を立ててまいります。私の思いは区の編成と同じであります。やはり1人の住民を支える人が何人その地域にできるかなど。交通手段もその1人に対してどれだけのものができるかなどということになってくると思えます。やはり、ツールは先ほどの外灯と一緒に。自助、共助、公助、公でしてしまうと、これは住民に生きる術というのが、生きる道というのが失われていきます。やはり1人が生きていくためには、地域の方と生き抜く力をつけていただく。その生き抜く力を公で支えていかなければいけないという基本姿勢を崩すことなく、地域のために考えてまいりたいと思えます。

また、策定委員会を皆様方にもお願いをするかもしれません。議会にお願いをしたいと思います。ぜひとも御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

○4番（福本 悟君） 最後になります。今、町長から最後の答弁をいただきました。町もこの地域公共交通に対して一歩進んでいると確信しましたので、今後の進捗状況を注意して、また質問できるのは再度質問しながら見守っていきたいと思えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後1時10分まで休憩を取りたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休 憩

午後1時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問に入る前に、皆さんにお願いをいたします。お手元に携帯電話やスマートフォンをお持ちの方は、音の出ない設定にするか、電源を切っておいてください。

それでは、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 議席番号6番、増田安至です。

初めに、昨年9月の議会で、平成31年4月から施行されました森林環境譲与税の創設の経緯、また森林管理制度について質問しております。

御船町は全国に先駆けて先進的な取り組みをされたと伺っております。あれから1年が経過した今、これまでの成果とこれからの事業計画等について、質問をしたいと思っております。

さらに、新型コロナウイルスについては、一種の災害だと考えております。国を中心としてその対策には、災害対策基本法適用の市町村主義をとるべきではないかと考えています。必要なときに必要な人へ、きちんとした対応ができるのは、最小単位である市町村だからです。国からの一方的な支援だけではなく、被災者の生活再建のための雇用環境の支援、介護支援、学習支援など、数限りなくきめ細かな対応が必要とされるかもしれません。本来、それを見極められるのは基礎自治体である市町村だと考えます。国や県はその市町村の活動を側面的にサポートする、災害の支援という形にならざるを得ないのかなと考えております。

今回のような、人類が直面する非常事態に、特例としての個別の生活支援のためには、臨時交付金という手段しかなかったのかもしれませんが。しかし、金額、使途が国指定であったため市町村も従うしかなく、結果的に引きずられたような形になったのかなと考えます。一律交付金として市町村事務業務が混乱したのは明確だと考えます。あるいは広域化、

大規模化した市町村では、個人の生活までには目は行き届かず、何が必要なのかも検討がつかなかったのかなと感じております。

現在、コロナ第3波の到来で、季節性インフルエンザとの競合が指摘される中、市町村には年明けて、さらに行動が求められる事態になるかもしれません。その点についても質問をしようと思っております。

再質問等に関しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の、1、森林環境譲与税と森林管理制度について、お答えをいたします。

当町では森林経営管理法の施行に伴い、平成31年4月から10カ年の地区推進計画を策定し、昨年度水越の五ヶ瀬地区と馬立地区で意向調査及び説明会を実施し、境界測量を行いました。この制度の効果としては、森林の手遅れ林部を整備することで、森林の持つ公益的機能を発揮させ、災害の防止及び水源涵養が図られます。

また、地域の林業経営者は継続的に事業が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながり、十分な経済効果が想定できます。町内には青年林業家の方も多く、この制度にかかわる勉強会や検討会を県と連携して、定期的を開催することで、育成の支援を行ってまいります。

その他、個別質問については担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） ということで、地域の林業家育成のためにはというところと、ようやく農林水産のうちの林業にシフトできるのかなと思ってものすごく期待をしているところですけど。昨年度の事業実績というのはどうだったか、お教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

昨年度10カ年計画の推進計画に基づきまして、5月に水越の五ヶ瀬地区と馬立地区で、説明会と併せまして意向調査を行っております。境界の明確化及びGPSの測量につきましては、9月から今年度の3月まで現場で実施しております。

結果、森林所有者50名、123ヘクタールの意向調査と境界明確化で森林所有者80名、197ヘクタールの境界が判明しております。

○6番（増田安至君） この広い御船町で大変だったかと思えます。なかなか地籍調査自体が大変なのかなというところですけど、地籍調査の完了していない中、現状で苦勞されている点とかがあったら、教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） まず、境界の明確化が一番苦慮する点でございまして、担当職員が長年森林組合に勤務され、町内の森林に精通はされていますが、森林所有者の方の高齢化また不在村化による立ち会いの実施が難しいと。また、地域で境界に詳しい方が年々少なくなっているということも懸念されております。

○6番（増田安至君） そうですね、自分の地元のほうもそうですけど、なかなか高齢化が進んでいると境界自体、自分もそうですけど、ものすごくわかりにくくなっていて、今後ますますその傾向は強くなると思うので、一刻も早く地籍調査が終わることを願っております。

ということで、平成31年から10カ年計画でスタートした推進計画ということですけど、この10カ年推進計画と今後の展望についてお伺いします。地籍調査が終わっていない中、今年度のあるいは今後の推進計画といったものはどういったところにありますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 今年度は2年目に入りますけれども、推進地区としましては、水越の田畑、町、有水、大内の4カ所を対象といたします。水越の田畑、町、有水地区につきましては、説明会と意向調査を2月に実施しております。大内地区につきましては、10月に実施しております、もう早速現場の測量に入っております。

○6番（増田安至君） 多分中長期的な計画がいろいろあつての調査をされていくことだろうと思います。どんどんこれが進んでいって、10年目には御船町全体が一応終わるかということですね。

森林環境税といきなり言葉が先走って、まだ、税金としての取られている実感はあんまり一般町民にはないと思うんですけど。今後、町の森林環境税はどのように活用していかれる方針なのか、お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） 昨年度は、町に457万2,000円の歳入があっております。その全額を意向調査、境界明確化の費用で活用しております。今年度は町に971万8,000円の歳入が予定されております。意向調査、境界明確化に加え、森林整備に係る費用として活用してまいりたいと考えております。

○6番（増田安至君） 457万2,000円の歳入がありましたけど、それを早速使ってスタートしたということですね。今年度だったと。

また、今年の9月だったと思うんですけど、補正予算で森林環境譲与税の歳入が514万6,000円追加されていたのかなと思いますけれども、何か理由があるのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

全国的な話になりますけれども、今年の災害の激甚化、多発化を踏まえまして、譲与額を当初予定より前倒しして増額することが閣議決定されております。今回の決定は、森林の災害防止、国土保全機能を早急に強化する観点から、森林整備を一層促進するために行われているものでありまして、森林環境譲与税を活用して早期に事業に着手することを求められていることが9月の増額につながっているものだと考えられます。

○6番（増田安至君） ということはますますチャンスが増えてきているし、林業に携わっている人にはすごいプラスという方向に働いてはいるわけですね。ますます御船町が見本となって活躍できる、あるいは活動できるのが楽しみです。たしか、担当の方もパワーポイントを使ってほかの会議とかに出席されて、一応資料は拝見させてもらったんですけど、立派な発表をされているみたいですから、しっかり頑張っていただきたいなと思っています。

今年度、その増額に伴って、事業計画自体また進化していくのかなと思っていますけれども、その後の計画についてはどうなっていますでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 森林整備事業として活用するために、今年7月に森林経営に適さない森林に対し、切り捨て、間伐を行う林業事業者に対して補助事業としまして公益的機能発揮森林整備事業の要綱を制定しております。森林整備面積を当初計画の10ヘクタールから20ヘクタールに拡大しまして、10月から地元林業事業者5社と協定を締結いたしまして、事業に着手しております。

○6番（増田安至君） 適さない森林に対しての切り捨て、間伐等を行うようなことを仕掛けていって大変なことですよ。話を聞いたら、中になかなか人が入っていけないような森林が多かったりしていますので、くれぐれも事故がないように気を付けられて、この事業が進んでいくことを期待していますけど。本当、僕らでも山に登るのすら大変なようなところに生えている木を伐採せなるとか、そういうところもあるみたいですから、くれぐれも注意なさってください。どんどん拡大していくことを希望しています。

そこで、昨年9月の一般質問の中で、林業の担い手不足に対する支援策を質問しました。今後の取り組みや展望について、何か進展などあったらお知らせください。お願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

本町には、林業に携わる事業者が7社あります。昨年度から本事業についての意見交換

会を実施しております。今年度は8月と10月に新しく制定しました町の単独補助事業公益的機能発揮森林整備事業の説明と、担い手育成支援対策を議題として会議を開催しております。

さまざまな意見を聞く中で、技術資格の習得に係る支援、作業時の安全対策支援が求められていることを把握しております。10月に開催しました意見交換会の中では、新しく御船町に移り住んで林業に従事したいという要望をお持ちの方が複数名おられることが確認されております。

これからは、移住・定住支援についても検討をしていく余地があると認識しているところです。これからも林業事業者の方々が働きやすい環境づくりのため、意見交換を通して検討を重ねてまいります。

○6番(増田安至君) 私も、この会の話し合いに参加させていただいてお話を聞いていたら、この会ではないところで、うちの議員の誰か、ほかの議員も移住・定住を林業でしたいんですと、わざわざ他県からいらっしゃっている方もいらっしゃるんですよ。そういった方が何人ともなくあらわれてきたので、そうそう苦労せんでも林業に携わるということをメインにまた打ち出していけるのも、移住・定住の促進にもつながるのかなという気はしていますので、関係課で調整いただいて、移住・定住の促進をますますしていただければと思っています。本当、偶然ですけど、こちら側のお二人の方から聞いているぐらいありましたので、そういった移住・定住促進政策をとると、またとっていききたいということで、執行部から話をいただいたんですけど、林業従事者の定住促進といったものは何かございますか。聞かせてください。

○農業振興課長(井上辰弥君) 今後、検討を重ねていきたいと思います。まず、若者にとって魅力あるまちづくりを進め、住んでみたい、暮らしてみたい林業従事者を育成できればと考えているところです。

○6番(増田安至君) これはその対象者から聞いたお話ですけれども、移住・定住したいと実際おっしゃっているらしいんです。それでひなびた地区がございませうでしょう。そちらで移住・定住したいけどと言って行ったんだけど、なかなか仏壇はあるわ、その古いおうちには新しいものが入ってくるのをあんまりよしとしないという雰囲気もあったとかいうのも聞いています。そんな中、やはり林業をしたいという人たちというのはとても、本当に森の中に住みたいというか、そういう方も結構いらっしゃるらしいんで、そういう純粋

な方たちが移住して定住して、そして御船町がコンパクトシティを挙げる以上、中心部に集まってくるのもあり得ます。でも、逆にほかの県から来てでも地域に住みたい、あるいは森と一緒に住んで、その住み心地を共有したいという方がいるのも事実です。

先ほどあった公共交通機関の充実とともに、子どもたちを育てる環境も御船町はすごいんだなということを知っていただくためにも、この定住促進には力を入れてほしいなと思っています。これは課を超えてです。

最後に、本町にとって森林環境譲与税がどのような効果をもたらしてきたか、あるいはもたらしていると考えられていますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 地区説明会などを行います中で、これまで間伐ができていなかった森林の整備と境界の明確化が図られるなど、森林所有者の関心が高まっているのは確かだと思います。また、森林整備につきましては、森林所有者と林業事業体を結びつけづくりができておまして、徐々にですが、間伐も整備が進んでおります。

地域経済の活性化を含め、森林環境の整備と自然災害の抑止にもつながり、本町にとりましては、地域活性化のチャンスとして有効に活用してまいりたいと考えております。

○6番（増田安至君） 本当に、いつになくビッグチャンスが来たのかなと。全然人々が目を向けなかったところだからこそ、林業にまた力を入れていける、それだけの広大な土地が御船町にはあるので、これを利用しない手はないのかなという気はしていますので、どうぞ町長、気合い入れてよろしくお願いします。

ということで、2点目に移りたいのですが、先ほど申しましたコロナ対策は1つの災害であるという言い方をしたのですが、新型コロナウイルスの感染第3波に入っているということは間違いなく事実だと思っています。今日のニュースでも言っていましたけれども、52歳のある男性が突然死したと、4時間の間に。発見されて、すぐ激変して、急性に亡くなるような病気、とても大変な状況なんですけど。街角景気はそれによってもものすごく悪化をしています。御船町がとったこの前の商品券とかもすごくよかったのかなと思うんですけど。再び感染状況が厳しくなった中、12月9日で武漢ウイルス、去年発表になってからちょうど1年なんですよね。この1年経ったと、瞬く間に広がったこの脅威に対して、執行部では4月以降非常に頑張られて対策室を作ったり今までされてきたんですけど、その辺の総括というか、次年度、1月明けてから第3波から第4波、いやそういうことは起きませんとはなかなか言えないので、そういったところの課題等について

お伺いしたいと思います。

まずは、町長からお願いします。

○町長（藤木正幸君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、2019年中国の武漢で発生をし、日本でも2020年1月に上陸し、熊本県下でも2月22日に確認をされました。その後、御船町において本日まで4件の陽性者が確認されております。今後も引き続き感染状況を踏まえ、県が決定する対策に基づき、住民や関係機関への感染防止対策の徹底のための周知、啓発を行います。併せて御船町新型インフルエンザ等対策行動計画、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを必要に応じ見直しを行いながら、有事の際に備えた体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備を含め、上益城郡医師会、県御船保健所等との連携を強化し、新型コロナ感染拡大防止に向けた体制の強化を取り組んでまいりたいと思っております。

なお、町内でも感染された方や関係者の方々に不確かな情報に基づいた不適切な取り扱いや誹謗中傷等がないように、正しい知識や情報に基づいた判断や行動をお願いし、住民の皆様方へあらゆる機会を通してさらなる周知・啓発を行ってまいりたいと思っております。

その他、個別質問については担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） そうですね、不確かな情報に基づく誹謗中傷はものすごく怖いですね。誰ともなく浮き出たうわさとか、そういうのに左右されるのはとても怖いことなので、本当に慎まなければいけないし、今となってはもう御存じのようにインフルエンザと一緒に。誰もがかかる病気ではないかなと。幸いにして2月あるいは3月頃から少しずつ予防接種も始まるようですけど、もうアメリカは5億回以上のワクチンを打つだけの余力を備えているという新聞報道もありますように、日本も一刻も早く、そういう対策・対応ができればなと思っています。

私が災害じゃないかという言い方をしたのは、行政から行政へ、国または県から、それぞれ財政的な支援、組織的な支援あるいは技術的な支援といった3方向から考えたときに、それぞれきちんと伝わってきたのかなと。いやいや、全然もう、とりもなおさず、この大規模なウイルス騒動に何も手を出すことはできずに、ただ驚いていただけなんですと言うのか。

そういう状況の中、この半年、あるいは8カ月を振り返って、まずは財政的な側面からの課題といった点を、何かお知らせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から財政的な側面から見た課題等を御説明いたします。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大の防止及び地域経済や住民生活の回復等を図るため、各自治体の裁量において事業化をしており、御船町ではこれまで3回にわたる補正予算において早急に事業化を行い、不足する財源は財政調整基金を充当し、最優先課題としてコロナ対策に取り組むことができました。

しかし、課題としましては、今後も続くコロナ対策については、現在のところ追加の交付金はありません。今後も国県補助金の活用及び一般財源で事業化を実施しなければなりません。そのため、今後は熊本県及び全県の近隣市町村と連携しまして、国へ交付金等の追加交付の要望活動を行ってまいりたいと思います。

○6番（増田安至君） 各自治体の裁量において事業化をして対応したということで、商品券のときとか、中には御病気されるぐらい大変なことが起きたぐらい、本当に経済対策というか、カンフル剤を打つことはものすごく大事だなとつくづく感じました。一刻も早く次年度の、またそういった意味で御船町全体に波及効果があるような経済対策もぜひやっていただきたいなと思いますし、国あるいは県への要望といったことも終わらせることなく政策に生かしてやってください。

そういった中、今度は組織的な側面から、同じ行政同士での指導なり何なり伝わってきたことはあるかと思います。組織的に見たときに、この8カ月の課題といったものはどういったことがございますか、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この新型コロナウイルスに関しましては、4月7日に国で緊急事態宣言が発出されております。町におきましては、直ちに、4月8日ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置しております。この設置につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法に規定をされておまして、緊急事態宣言が発出された場合には、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとなっておりますので、これに基づいて設置をしたということになります。対策については、市町村が対策を行っていくということになるかと思っております。

この本部会議につきましては、4月8日、第1回を開催しております。計17回の本部会議を開催しております。10月9日までで計17回の本部会議を開催したということになります。本部会議におきましては、新型コロナウイルス感染症の動向や感染状況、そのあたりの情報の共有であったり、国の進める緊急経済対策についての協議、そのほか町民の皆様への新型コロナウイルス感染症に関する情報提供という形で会議を行っております。

また、御船町新型インフルエンザ等対策行動計画は平成26年4月に策定を行っております。これに基づいて、今回対応してきたということになります。また、新たに新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、これは令和2年5月に策定しております。また地域防災計画の中において新型コロナウイルス関連で避難所開設運用マニュアルも5月に策定をいたしまして、この新型コロナウイルス感染症から町民の健康と暮らしを守る取り組みということで、これまで行ってきたところであります。

課題としましては、正確な情報をいかに早く伝えていくかということに苦勞した部分があります。方法としましては防災行政無線の活用であったり、各戸に回覧を回すと、文書を配布するという。それとホームページ等で周知をしたということで、やはり情報を、いかに早く正確な情報をどう伝えるかということが一番重要な部分ではなかったのかと思っております。

○6番（増田安至君） 本当難しいですね。全町民へ正しくて正確な情報を、いかに迅速にお渡しするかというのは大変だなと思います。実際、先ほど話があったように、高齢化率はどんどん進んでいまして、聞いたようだとか、わかったようだと言うても、うちのじいちゃん、ばあちゃん、なかなかわかって理解してくれない、聞こえてはいるんですけどもね。そういうのも実際あるのはあるので、この町民に早く正確な情報を迅速に伝えるというときに、組織の中でというなら各民生委員の方もいらっしゃるだろうし、各地区の担当の方もいらっしゃるの、素早くできるだけ口伝えに物事を伝授していったら。後ほどまた防災無線のことは聞くんですけど、何となく男のこの声はモゴモゴモゴとして、何か言いよるなと気付くんですよ。でも女性のクリアな声で言われたときには、結構聞きやすかったりいろいろしますので、そろそろまた防災無線のときに聞きますけど、そういうのもちょっと工夫されたら。正しく正確な情報を伝授するために思いました。

そういった中で、今度は技術的な側面と、先ほど言った財政的にもあるだろうし、いろいろあるんですけど、今度は技術的な側面から国・県からの何か指導等があつて、それに

対する課題というのはいくつか見つかったでしょうか。お願いします。

○健康づくり支援課長（作田豊明君） お答えします。

技術的な面からということで、本当に難しいとは思いますが、課題としましては、今後寒くなるに連れまして、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行の可能性がございます。感染症の拡大防止対策のために、各町で体制づくりとしまして、ワクチン接種の早期実現に向けた体制づくりが大きな課題と考えています。

今後、まだまだ気の緩まることのない感染症に対しまして、国・県の新しい情報を執行部での共有を図りまして、町へ正確な情報提供を徹底してまいります。また併せまして、国からワクチン接種の明るい話題が今入ってきております。県の指示と医師会等の各関係機関との連携を密にしまして、万全な体制で受入体制を持ちまして整えてまいりたいと考えています。

○6番（増田安至君） 非常にデリケートな問題で、PCR検査を受けたかどうか、さっきの差別ではないけど、いろいろつながるぐらい大変なデリケートな問題なので、ぜひ慎重にしかも速やかに、そういった技術的な側面からの対応をお願いしておきます。

これまでの質問を受けて、最小単位としての基礎自治体である町、その町が今回のケースを生かして、課題なりを整理されて、町長からは県そして国といったところに財政的な側面とかも支援ができるようお願いしていただきたいなと思います。

コロナは災害である。災害時の対応はどうですかと聞いたんですけど、今度は、その災害に関連して、自主防災組織というのが、総務課からも我々担当課として報告を受けておりますけれども、自主防災組織が昨年たしか立ち上がって、それぞれ地域のほうで活動していただけていることだと思いますけど。

自主防災組織の現状と課題について、質問いたします。この組織の活用方法はどのように今後また検討されていくかといったところをお願いします。

○町長（藤木正幸君） 災害時の対応について、お答えをいたします。

これまでの全国の大規模災害では、行政がなし得た役割はごくわずかであり、防災のために最も機能したのは地域住民だったことが国の検証によって判明してきました。行政組織が有する人的資源はあくまでも平時を想定した規模にとどまり、人的資源を大量に投入する必要のある大規模災害時には絶対的に不足しています。しかしながら大規模災害に備えた組織づくりを断行すれば莫大なコストがかかるため、納税者の負担を考慮すれば現実

的には不可能であります。そこで着目されたのが地域住民などの連携による防災活動であります。

地域住民による平時からの自助、共助の営みこそが緊急時の危機管理において最大の効果を発揮することへつながってまいります。町といたしましても、地域における自主防災組織への支援を防災行政の最大重要課題としてとらえ、地域防災計画の策定支援や資機材の整備支援、防災リーダーの育成など図ってまいりたいと思います。

その他、個別質問については担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） ぜひ、地域住民の主体的な活動を期待していきたくと思っています。

なかなか自主的に取り組む自主防災組織というのは、形があつてなかったようで、なかなか大変なことと思うんですけども、そこをコントロールする上で、この組織の活用方法をどのように検討されていますでしょうか、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この自主防災組織というものは、公的な機関である消防団とか水防団とはちょっと一線を画しておりまして、あくまでも各地域の自発的な任意団体となります。

したがいまして、行政から自主防災組織を何かに活用するというよりは、協力をお願いするという形になるかなと思っております。平時の防災訓練や安否情報の確認であったり、または危険箇所の確認などは、各自主防災組織が自発的に行っていただければと思っています。

町としましては、町全体の防災訓練に参加していただき、災害時の安否確認、被災状況の連絡等をしていただいたりなどの協力を考えています。

○6番（増田安至君） 自主的に自発的な行動をメインとした自主防災組織ですから、なかなか大変なんですけど、今回、地元でお話を伺っていく中で、コロナ対策で今回いろいろな備品、消耗品等を購入していいよと、地区地域に回してもらった。これは前回一般質問をしたときにそういうふうに分けて、行政で買う部分と、あと各地区で買ってくださいますと分けて回す部分と分けますという話で、実際そうになりましたのでとってもいいことだなと。各地区が考えて、自分たちの力でどういう防災対策用品を買えばいいのかを考えるいい機会になったと思うんです。

こういうことは、自主の防災組織の意思、意図に任せて行動していただきと言えは言うほど、こういう任せ方はとてもいいんだなと思って、今年度の取り組みは成功したのかな

と思いました。

そこで、町の購入備品と地区別の購入備品ということで用意されたように見受けましたけれども、備蓄センターは備蓄センター、町が準備します。次年度以降のどうなんでしょうか。その地区での備品等は何か準備されるようになるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今お尋ねの件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策自主防災組織支援補助金という名称で今回国の緊急経済対策を活用しまして、各組織に交付を行ったところであります。この補助金につきましては、一応今年度限りとなっておりますので、今のところ継続の予定というのはございません。ただ、今後感染状況がさらに拡大をするという状況であれば、町でそういった備品、消耗品、感染症対策に対する備えというのは今後とっていく必要があるかと思えます。

○6番（増田安至君） ふるさと納税ばかりに何もかも頼ると頼りすぎになってしまうので、なかなか大変なんだろうけど、各地区で継続的な御希望が出ているのも事実です。なので、そういったところで言うと、それぞれ区長としての仕事というか、役割を果たして、各地域に何が必要かを聞いて、そして購入されているので、とってもいいことだと思いますので、ぜひ続けられていくことを希望しております。

続いて、先に申しました防災無線の件ですけど、男の声はなかなか聞きにくいようで、女性の声は聞きやすいとかいろいろ言いました。ただ、機械的なボイスはなかなか駄目ですね。機械的なのでみんなが聞かなくなるので。たどたどしくても人間の声がいいです。

前回の質問から継続しての質問ですけど、音声聞き取りにくいということをやいまだに受け取っています。どのようなその後の対応というのをされたか、お知らせください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

音声聞き取りにくい、聞こえないという地域に対してであります。ここにつきましては、前回から継続して行っておりますが、戸別受信機の設置ということは今推進しているところであります。新型コロナウイルス対策による臨時交付金を活用しまして、75歳以上の高齢者が生活される御家庭にも戸別受信機の設置を推進しているというところであります。今年度75歳以上の御家庭からの申請というのは、約300件ほど申請が上がっております。292件申請が上がっているということで、これは年度内に設置を終わらせたいと思っております。今回予定としては、800ほど予算上予定をしておりましたので、今後さらに推

進を図っていきたいと思っております。

それと一般の方、これまでどおりやはり聞こえないといった地域からの申請につきましては、150件ほど申請が上がっておりますので、それも同時に戸別受信機の設置ということで、今推進をしているところであります。まだ余裕がありますので、こちらについては、今後改めて推進をしていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） よかったという声もちろん、いろんなところから聞くのも事実です。聞こえにくいという人もまだまだいらっしゃるということです。

これは1点だけ確認ですけど、実際、聞こえないから設置してくれということで設置しました。でも中には希望はしてみたけど、やっぱり聞こえると。結構聞こえると、外で作業をしているし仕事しているけん。今度は、家の中は必要のなかなと言う人とかは何件ぐらいあるとかは、聞かれていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

詳しい件数はこちらでは把握しておりませんが、申し込みをされて、やっぱり付けませんと、いいですというのも何件か、そういった御家庭もありました。それで、たまたま聞こえなかったのか、それはあれですけども、皆さんが聞く努力をされているのかなと思っております。何か放送があれば窓を開けて聞くとか、そういった形で皆さんが関心を持って聞いていただくということが一番重要になってくるのかなと思います。

○6番（増田安至君） ということで、みんなにこういう情報が広がれば、「ああ聞かにゃいかんとだな」というのが認識が変われば、ますますいいことなんですけど。変な話、付けているけどやっぱりこの場所が要らんとか、流用とか、それはできないから、1回御船町に返すということでよかったですか。

○総務課長（藤野浩之君） 必要ないということであれば、1回町にまた返却していただくという形になります。

○6番（増田安至君） はい、わかりました。そういつて、必要がない人がいつまでも家に置いておくよりも必要のある人のところに行ったほうがよっぽど有効活用できるので。

最後に、防火水槽もたびたび聞いていることだろうと思いますけれど。町に防火水槽が多々いっぱいあると思うんですけど。その防火水槽の、多目的な利用方法についてぜひ聞いてほしいということで、地元から要望も上がりましたので。防火水槽の整備が進んでいる、その状況というものは今現在どういう、何件ぐらいあるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在御船町において、防火水槽につきましては495基の防火水槽があります。通常の維持管理につきましては、消防団で行っているということになります。また今後の整備状況につきましては、これは予算化をしながら、毎年計画的に行っているということで、年に1基程度の整備を進めているというところにあります。

○6番（増田安至君） 結構多いんですね。490基ちょっとあると。この防火水槽自体に、何か町で495件穴掘って中に水をためてあるわけですよ。活用方法について何か検討された経緯とかございますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この防火水槽は火災が発生したときに消化に用いる水をためておくための消防水利であるということになります。したがって、他の目的に活用するという方法は今のところ考えておりません。ただ、消防団の訓練では防火水槽を利用することはありますので、他の目的ということは今のごころ考えはありません。

○6番（増田安至君） わかりました。ただ、地区地区でせっかく防火水槽まで造ってもらって水をためておくならば、それを使った自主防災組織、あるいは自分たちの避難を想定したところの訓練の一環として、何かその水を汲み出して消火に当たるとか、何かそういったのを想定したところの訓練にも使いたいと。逆に言うと、そういった場合、今のお話をいただくと、消防団の訓練の一環とみなして、消防団と相談して、そういうのをまた提案していくという手でもいいわけですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防火水槽の目的が消火用ということになりますので、自主防災組織で訓練をされるというときであれば、消防団と合同で訓練をしていただければ、地域の方の訓練にはなるのかなと思っておりますので、それは、それについては消防団と協議をしながら活用していただければと思います。

○6番（増田安至君） 何もぜんぜん引っ掛けでも何でもないんですけど、そういう形で消防団と地域の方が合同で、共同した利活用の方法を探って、その後のまた報告に上がってくれば、こういう使い方もあるんだということで、使っていただけたらいいのかなと思いますので、その旨また報告しておきます。

以上で、本日の一般質問は終了いたします。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時10分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休 憩

午前2時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○3番（宮川一幸君） 3番、宮川です。一般質問を行います。

御船町において農業は1つの基幹産業と言われるほど重要な産業と位置づけられてきております。しかし、農業に従事する現場では年々高齢化が進み、農地の耕作放棄地化が急激に進み深刻な問題となっております。

また、農地は、農業的に利用することで、農産物の生産供給のほか、地下水の保全、洪水防止など多面的な機能を発揮しております。農地が耕作放棄地化すると、災害の発生や雑草木の繁茂、病虫害の発生など周辺への影響が生じてきます。

かけがえのない優良農地を保全し、地域農業を振興していくためには、農地の耕作放棄地化を防止・解消して、農家の営農継続を図っていくことが重要であると考えます。

そこで、中山間地域における現状と今後の施策並びに農地保全対策について、町長のお考えをお聞きします。

個別の質問に関しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 宮川議員の1、中山間地域の農地保全対策について、お答えをいたします。

本町では、農業生産条件の不利な中山間地域において、農業生産の維持を図るため、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農道、水路整備をはじめ、農地保全などさまざまな取り組みが行われております。

また、優良農地の整備や施設整備については、中山間総合整備事業の事業採択を受け、圃場整備、農業用水路、農業用ため池の整備が今年度も実施されます。しかしながら、農業者の高齢化、また熊本地震の影響もあり、生産条件の悪い棚田等については、今後耕作

放棄される農地が増加することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、中山間地域の農地保全を行うには、農地整備による生産条件を改善することが必要であると考えます。町としては、その一環として小規模な農地の整備、狭地田に対する支援を検討しているところです。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○3番（宮川一幸君） 現在計画中の第2上益城中央区中山間地域総合整備事業広域連携型の区画整理事業の進捗状況について、お伺いいたします。

御船町では4つの地区の計画がありますが、現在の進捗状況と今後の計画について、説明をお願いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

今年4月の事業採択を受けまして、初めに釜出の堤ノ本工区が今年度から調査・設計・測量業務に着手しまして、令和7年度の事業完了予定となっております。次に、浅の藪の権迫工区が今年から調査・設計・測量業務に着手しまして、令和8年度末の完了予定となっております。次に、南田代1区の塔ノ本工区が令和3年度から調査・設計・測量業務に着手しまして、令和8年度末の完了予定となっております。次に、水越の有水工区が令和4年度から調査・設計・測量業務に着手いたしまして、令和8年度末の事業完了予定となっております。

○3番（宮川一幸君） この広域連携型の総合整備事業の圃場整備なんですけど、当初、地震前はもう少し早目の着工だったかと思います。地震等があって3～4年延びたという形で、先般うちの役員の方が、この整備事業の進捗状況をお聞きしたいという形で役場に行かれたら、今説明があったのよりももうちょっと遅れて作業をするというお話だったので、今説明があって、どんなに遅くとも、工事完了は令和8年には終わるという形で、現場の工事については、結局どんなに遅くとも水越工区地区でも令和6年度には現場を終わるような形で、一年でも早くこういった工事はしてもらって、優良農地を確保してもらおうという形が一番大前提かなと思います。

釜出と浅の藪については今年から測量業務に入られて、早ければ来年度には入札・工事、実施設計とか入札に入られるという形で、本当に地域の方は一日も早くこういった、この圃場整備ができればという形で、大変心待ちにされておりますので、説明があった工程が遅れないようお願いしたいと思います。また、補助金絡みもありますので、コロナ禍

で補助金等が来なくなった場合が、またちょっと遅れる可能性もあるので、そういったことが極力ないように、よろしく願いいたします。また、地権者についても結構高齢化しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、小規模の圃場整備の取り組みについて、お伺いをいたします。昨年12月の議会で、小規模の圃場整備についてお伺いをしております。そのとき農業振興課長より小規模な整備、狭地田に係る助成を単独で支援すること。このことにより小規模な団地が形成され、農作業の効率化、農業生産性の向上にもつながり、かつ耕作放棄地の発生抑止も見込まれます。このことは時が経てば経つほど高齢化が進み、農業者の方の生産性意欲も低下してまいりますので、これから内部で検討を進めてまいりますとの答弁をいただきましたが、回答から1年が経っております。何か小規模圃場整備について進捗状況があったらお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

中山間地域におきましては、いかにして優良農地を確保するかということが一番の問題だと認識しております。その中で、農業振興課農地係、耕地係それと農林企画係3係で現在対応しております。他の法令との整合性、また国庫事業であります中山間地域等直接支払事業等との整合性を含めたところで事業は動いておりますが、町長答弁にもありましたように、狭地田、畦畔除去というところをもって、来年度要綱整備を行いまして、令和4年度からの運用を予定しております。

その中で、まず事例的なところが熊本県でも1町しかありませんし、全国的にもあまり事例がないということで、あとは対象農地の選定、あとは交付金等を今年度中に詰めまして、令和3年度中に要綱制定を行いたいというところで今動いております。

○3番（宮川一幸君） これについては、昨年質問して、今年度にそういった形で動き始めていただいて、本当にありがとうございます。地域の農家の方が、されるかされないかはまだはっきりとはわからないとは思いますが、こういった形で町の動きを少しでも農地の保全に対して、こういった要綱を制定するという形で、今課長から答弁がありましたので、その要綱につきまして、今後対象面積とか補助の割合とか限度額の選定などいろいろあると思いますが、できるだけ農家の方がしやすいような形で、こういった要綱を制定していただきたいと思います。令和4年から運用を予定しておりますという形だったので、必ず令和4年には運用できるように、事務のほうをよろしく願いいたします。

次に、中山間直接支払事業が今年度より第5期対策が始まっていますが、対象面積と農家戸数の状況はどうなっていますか、お伺いたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

第5期対策につきましては、今年4月から始まりまして21年目に入るわけでございますが、協定の対象面積につきましては318.1ヘクタール、協定参加戸数が528戸となっております。

○3番（宮川一幸君） 昨年の12月議会で質問したときに、まず第1期が335.9ヘクタールで1,304戸、第2期は393.9ヘクタールで782戸、第3期は402.6ヘクタールで740戸、第4期が353.9ヘクタールで628戸と回答がっております。第3期から第4期の移行時に、大体50ヘクタールぐらい減った対象農地の約4割が棚田などの耕作条件の悪い農地のため耕作放棄地状態となっているとの回答がっております。

また、第5期対策でも、今答弁がありましたように318.1ヘクタールと、4期から5期まで見ますと、大体36ヘクタールの対象農地が減少しております。参加農家も628戸から528戸と100戸の減少がっております。この減少した要因は何と思われますか、お答えをお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、参加農家の減少につきましては、農業者の方の高齢化による集落協定からの離脱ということが主な原因と考えます。

次に、対象面積の減少につきましては、初めに農地の樹園地化によるもの、次に耕作条件の悪い農地において、これから5カ年間の事業年数の中で、管理が難しく除外された、それと先に述べました要因により除外された圃場の影響を受け、対象要件である傾斜20分の1以上となっておりますが、の関係で、一団の農地としての形成がとれなくなり除外された、その3つが要因だと考えております。

○3番（宮川一幸君） 今一番最初の原因で、農業者の高齢化による集落協定からの離脱という形が一番の要因かなとは思いますが、実際、この中山間地域直接支払事業の推移を、農業振興課の事業の推移をいただいたんですが、大体平成12年度から始まって約20年を過ぎて、今度21年目になっております。当初は1,300戸くらいあった戸数が4期で628戸と、そこで約700戸くらい減っております。たまたまここにあったんですが、そのときの、参加戸数の平均年齢です、72歳です。結局、一番最初は50代から始められた方がずっと担当さ

れていて、20年でもう72歳と、今度は今から5年と、それが終わるときは結局77歳です。あと5年もすれば、もっと今度は農家の方が減ってくると。これは致し方ないといえばそれだけなんですけど、これをどうにか、そういったこういった農地とかを圃場整備をしたりとか、狭地田をしたりとか、優良農地を造りながら、今度は逆に農地の貸し借りですか、そういったのに貸し安いような農地にすれば、耕作放棄地が少しでも減るんじゃないかなという形で思っておりますので、こういった事業を今後進めていっていただきたいと思っております。

その中で、資料としてあったんですが、今回第5期対策で、一番平均年齢の高い地区は77歳という地区もあります。一番下でも60歳です。本当、もう山間地区のこの中山間に参加できるのも、今回第5期対策が終われば、また一段とこういった対象農地が減ってきて、耕作放棄地が増えるのかなという気がしますので、いろいろ町としては大変と思っておりますが、いろいろ施策を打っていただきたいと思っております。

次に、遊休荒廃地と耕作放棄地の面積について伺います。昨年度の答弁では平成30年度現在で約169ヘクタール、町全体の1割の農地となっており、平坦地区が3割、中山間地区が7割ほどだということでしたが、現在の面積について変わりはないかお伺いをいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

169ヘクタールとほぼ変わっておりません。

○3番（宮川一幸君） 耕作放棄地は変わってないということですが、実際、遊休荒廃地等は農業委員会の数値とお伺いしましたが、結局田んぼを作れない農地は逆に木を植えたりとか、いろいろ樹園地になったりとかして、あとは土地改良の入れ費ですかね、そういったのを払いたくないから、逆に農地から普通の雑種地とか、そういったものに変えていらっしゃるので、本当は耕作放棄地が増えていくというのが数字には出ませんが現状かなと思っております。

次に、農家戸数の減少や遊休荒廃地、耕作放棄地の増加については、人口減少と高齢化により、農地の耕作放棄地が本当に深刻な問題となっております。また平成28年の熊本地震及び豪雨災害により被災した農地の災害復旧を断念している農家が一部存在しており、このため潜在的な耕作放棄地が増加している状況にあります。その要因には、御船町の中山間地域は急勾配な農地が多く、自然現象を起因とする災害が発生すると甚大な被害をも

たらししており、農地等災害復旧事業においては、農家負担が原則であり、農地面積、水張り面積が狭く、急勾配であれば補助対象の限度を超えてしまい、農家の負担が増え、災害復旧を断念しているケースも多数発生しております。

そこで、まずは御船町工事分担金条例での農地の災害復旧工事の分担金の算出方法の説明をお願いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

御船町工事分担金条例について御説明いたします。初めに農地につきましては、農地の災害復旧工事について、当該工事費の10%に相当する額とする。ただし、国の補助率が90%を超える場合は、補助残全額とするとなっております。

次に、農業用施設の災害復旧工事につきましては、当該工事費の5%に該当する額とする。ただし、国の補助率が95%を超える場合は、補助残全額とするとなっております。

○3番（宮川一幸君） 復旧限度額についてですが、結局、いろいろ農地面積とかそういったので、災害復旧については大体40万円以上という形で聞いておりますが、それを越えた以上になってくると思います。実際中山間になればなるだけ、小さい田んぼで、結局本当補助限度額を超えてしまう。結局国庫補助の9割が出たとしても、100万円の工事を発注したとしても結局90万円は国庫補助で、あとは受益者負担金が10万円という形で、もうちょっと田んぼが狭かったりすれば、その限度額を超えて、20万円なり30万円なりの工事がプラスになったりすると、受益者負担分が30万円ぐらいになって、なかなか限度額を超えてしまうと農家が災害復旧に仕事を出さないという形が多々あったことを伺っております。

その中で、平成28年の熊本地震及び豪雨災害から今年度までの町の災害のときに、まず災害があった場合は、区長からの届出という形で農業振興課に連絡があると思います。そのうち、災害復旧をした件数等は何件実際あったかを、お伺いをいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、平成28年災害につきましては、被害報告が2,959件あっております。その中で、査定を受けましたのが609件、箇所数につきましては約1,000カ所となっております。

続きまして、平成29年災、被害報告が15、査定件数が8、平成30年災が、被害報告6、査定件数が4、令和元年災が被害報告114、査定件数44、令和2年災が被害報告81、査定件数が35件となっております。

○3番（宮川一幸君） 平成28年災害においては、今説明があったように、小規模な被害も多

くあったかと思いますが、約1,900件については復旧を断念されたのでしょうか。お伺いをいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、10月末現在で、国庫補助の対象とならない被災箇所についての支援策ということで、農地の自力復旧支援事業が452件、5,256万円の復旧支援を行っております。次に、小規模農業用水路・農道復旧支援事業で163件、2,670万8,000円の復旧支援を行っております。また、残り被害報告のあった農地・施設につきましては、小規模な被災の場合は自然復旧での対応をされたところも多く聞いております。

ただ、先ほど宮川議員からお話がありました、限度額を超えたために復旧を断念された農地も多数あっていることも確認しております。また、耕作条件の悪い農地の復旧断念ということも多数あっていることを確認しております。

○3番（宮川一幸君） 今説明があったことで、災害復旧の件数の中で、補助対象の限度額を超えて災害復旧の工事を行ったという件数は何件ありましたでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成28年災害につきましては35件あっております。平成29年災から令和2年災までの間では該当はありません。

○3番（宮川一幸君） 査定件数と、あと工事件数が約1,000カ所という形で、その中で35件が補助対象限度額を超えて災害復旧をされたという形でとってよろしいんですかね。

実際、こういった形でどうにか農地を守りたいという方は、補助限度額を超えて災害復旧される方もいらっしゃいます。でも、先ほど課長の答弁でもありましたが、御船町の工事分担金条例の分担金の額のところなんです、第4号の（2）が先ほど課長が説明されましたが、農地の災害復旧工事については、当該工事の10%に相当する額とする。ただし、国の補助が90%を超える場合は補助の残額を全額とする。第4条の（3）なんです、農業用施設の災害復旧工事については、当該工事費の5%に相当する額とする。ただし、国庫補助が95%を超える場合は、補助残全額とするとなっております。

中山間地域では、先ほども言いましたが、農地面積が狭く急勾配であれば補助対象の限度額を超えてしまい、農家の分担金が増え、災害復旧を断念しているケースも多数、先ほどの答弁のように発生しております。これが耕作放棄地の増加の一因ではないかなと思うところです。

そこで、近隣町村を調査したところ、補助残の20%から50%の軽減という町もあり、ある町では熊本地震の特例として、受益者負担金を1%と受益者の負担金を軽減して、農地の復旧を行っている町もあっております。本町でも、現在農地保全と耕作放棄地を少しでも増やさないために、災害復旧での受益者負担金を少しでも軽減できれば、農地保全ができるのではないかと考えますが、町として、分担金条例についてはどのようにお考えか伺いをいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

熊本地震以降の農地施設災害復旧事業におきましては、補助率も高補助率となっております。また町では独自に受益者の負担を重く捉えまして、災害復旧に係ります測量設計の経費を全額町で負担するという状況となっております。今後も災害ごとに講じられます国・県の支援策と協調しながら、町としてしっかり対応を図っていきたいと思っております。今まではございますが、分担金条例の改正につきましては、現在のところ考えておりません。

○3番（宮川一幸君） この分担金条例については、今回は初めて提案して、町の当局にもすぐしてくださいというのはなかなか難しいとは思いますが、こういったのを今回小規模の圃場整備、これは今回着手するという形で回答もいただきました。あとは中山間地域の総合整備事業の圃場整備です。こういったのもコロナがあったらまた延びるかもしれませんが、こういった形で農地も守ると。あとは高齢化が一番原因になりますが、中山間の直接支払事業、こういったのを活用しながら、少しでも町の優良農地を守っていただきたいと思っております。その中で分担金条例ももっと前向きに考えていただいて、今から先幾度となく多分質問はしていくと思っておりますので、そちらのほうに目を向けていただければいいかなと思います。

最後に、分担金条例は課長が答弁しましたが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 町といたしましても、耕作放棄地がないように、そして離農者が出ないように頑張っていくつもりであります。

また、今回の件につきましては、公平な受益者負担、これはもう仕方ないと思っております。しかしながら、近隣町村等合わせながら、できる限りのことはしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） それでは、次の質問に移ります。午前中、福本議員が防犯灯につま

しては大分質問されましたが、私も思うところがありますので、今回質問をさせていただきます。

今回、行政側も、先般行われました所管事務調査でも課題として上がっておりますので、早期に解決をしなければいけない問題かなという形で思っております。

御船町の防犯灯設置に関する規則について、今後の町のお考えをお伺いいたします。

○町長（藤木正幸君） 防犯灯の設置及び管理について、お答えをいたします。

先ほど福本議員の一般質問でもお答えをいたしましたが、防犯灯については、平成18年度から新設や修理等の維持管理については地域で行うものとし、また電気料については町の負担という運用を行っております。

こういった運用を近年中山間地域を中心に、人口減少や高齢化が進み、資金不足や人員不足などで防犯灯の新設や修理等ができない地域があることは認識をしております。また、高速道路のインターチェンジも増え、平坦地区を中心に企業誘致が多く行われ、ここ数年で車の流れも大きく変わってきていることも事実としてあります。今後は自助、共助、公助の考え方や地域性や費用対効果など、さまざまな観点を総合的に勘案して運用を行っていきたいと考えております。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○3番（宮川一幸君） それではまず、現状の管理についてお伺いをいたします。町負担分の電気料は、年間の支出はどの程度か、過去5年程度提示をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町負担の電気料ということで、過去5年間ということで答弁させていただきます。まず、平成27年度が617万7,884円、平成28年度574万4,424円、平成29年度628万7,785円、平成30年度673万4,055円、令和元年度が690万7,072円となっております。5年前と比べまして、電気料で約73万円ほど増加しております。率でいきますと約12%の増ということで、電気料につきましては以上です。

○3番（宮川一幸君） 続きまして、町の管理の防犯灯及び街路灯の修繕等が多分予算がたびたび上がっていたと思うんですが、その管理費についてお伺いをいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これも過去5年間ということで答弁させていただきます。町管理の防犯灯の修理・管理費、管理費というのは主に修理費になります。主なものとしましては電球の交換であった

り、あとは自然災害による修理ということで、これは台風であり地震であり、また落雷、洪水といった形の自然災害の修理費も含んでおります。

平成27年度が149万2,471円、平成28年度108万7,497円、平成29年度145万1,982円、平成30年度が86万6,797円、令和元年度が55万3,379円となっております。5年前に比べまして、管理費につきましては93万9,000円の減ということになっておりまして、率で約63%ほど、管理費としては下がっているという状況です。

○3番（宮川一幸君） 各行政区で、次は新設された防犯灯は何件あるのか、報告をお願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これも過去5年間ということで答弁させていただきます。各地区から申請が上がり設置をされた防犯灯の数ということで報告いたします。平成27年度が36基です。平成28年度が22基、平成29年度が49基、平成30年度が25基、令和元年度が22基となっています。

○3番（宮川一幸君） 今、過去5年の新規に設置された防犯灯の数の報告がありました、その中で、中山間地域で新設された数がわかればお教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これも過去5年間ということで御報告をいたします。平成27年度が1基です。平成28年度が3基、平成29年度がゼロです。平成30年度が1基、令和元年度が6基となっています。

○3番（宮川一幸君） では、工事代についてお伺いします。防犯灯を、支柱を建てて防犯灯を設置するときの金額と、九電柱もしくはN T T柱等をお借りして設置する場合の工事費の金額について、事務局がわかるならば教えてください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは、それぞれ条件によって違う部分もあるかと思いますが、平均的な金額という形でお答えさせていただきます。

まず、支柱から建てた場合については、約9万円ほど費用がかかっております。それと、既存の電柱、九電柱であったりN T T柱、ほかの電柱、ほかの柱を利用した場合については約3万円ほどの利用費がかかっているという状況です。

○3番（宮川一幸君） 今いろいろと数値を確認させていただきました。特に防犯灯の設置の中山間地域での設置基数というのが、本当に少なかったと思います。これについては、確かに地元での設置という形で中山間地域については、各嘱託区で人口数を見てみると、もう

本当に限界集落になるような形の65歳以上の方が半数を超えている区がほとんどかと思えます。

そういった中で、防犯灯の設置や管理を各行政区で行っていくのは、もう現在のところまず不可能ではないかなと私は思うところです。また今防犯灯を新しく設置したくても、先ほどの新設の金額、建柱をした場合は9万円、NTT柱、九電柱に兼架した場合は3万円という形で、工事のお金を捻出するのも本当に小さい集落については難しいのが現状かなど。それによって設置を断念している区も多数あると思っております。それと、管理の電球の交換も高いところでの作業になります。高いところでは3メートルも4メートルも上に外灯が付いておりますので、高齢者では大変危険と私は思います。

そこで、御船町の防犯灯設置に関する規則も、平成18年4月から施行されてから15年の運用がされてきました。このように高齢化が進む中、現状に即した見直しが必要かと思えますが、町はどうお考えでしょうか。お伺いたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員が御指摘されたとおりであります。中山間地域におきましては、例えば人材が不足、高齢化ということでなかなか厳しい状況にあるかと思えます。この人材不足とか資金不足、これをどう解消していくかということは、いろいろな課題があって、いろいろな方法も考えられております。嘱託区の再編であったり、そちらで人材・資金を確保するとかいうことも1つの方法ということにはなるかと思えます。

そういう中で、中山間地域の行政区そのものの運営が確かに厳しい状況になりつつあるということは認識をしておりますので、そのあたりも含めた中で、今後の防犯灯の設置だったり管理の仕組みづくりをまた考えていく必要があるかと思えます。

○3番（宮川一幸君） このことについては、先ほど福本議員の質問のときにも自助、共助という形でいろいろ話があっておりましたので、もうこれ以上言いません。でも、こういったのが御船町の山間地区についてはこれが現状です。なかなか管理をしていくというのも大変かと思えます。もし、ここで事故があった場合では、確かに総合賠償保険の対象にはなるかとは思いますが、本当見舞金程度にしかありません。高齢者の方が、電柱に登ってけがをされたとか、そういったのが本当もう二次災害のような形になりますので、今後、防犯灯の設置、管理については、この要綱等の改正等を、今後検討をお願いしたいと思います。

最後にですが、町長のお考えをお聞きして閉めたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（藤木正幸君） 今の質問、ありがとうございました。ただ今宮川議員の御提案にありましたとおり、御船町防犯灯の設置に関する規則、平成18年に施行されております。運用から15年経っているということ、今回わかってまいりました。

ということで、やはりいち早くそういったものを勘案しながら、前向きに考えてまいりたいと思っております。また、地域におきまして、要望も多々出ているところであります。要望に少しでも応えられるように努力してまいりたいと思います。

○3番（宮川一幸君） よろしく申し上げます。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより3時5分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○8番（岩永宏介君） 8番、岩永宏介です。一般質問をいたします。

去る10月22日、文部科学省は「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校調査」の結果を公表しました。それによると、不登校者数といじめの件数はともに過去最多だったということです。翌日、10月23日の地元紙は、このことを1面で取り上げ、「いじめ認知最多61万件、小中高など重大事態723件」と見出しを付けて大きく報道しています。私はこの調査結果を踏まえて、先に通告していたとおり、本町の各小学校、中学校における児童生徒の不登校問題及び児童生徒に係るいじめの問題について質問いたします。

この後の個別質問や再質問は、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の、本町の各小学校及び中学校における児童生徒の不登校問題及び児童生徒に係るいじめの問題について、お答えをいたします。

町立小中学校における児童生徒の不登校問題及び児童生徒に係るいじめの問題につい

て。まず不登校の問題につきましては、現在深刻な社会問題となっており、熊本県や上益城郡でも増加の傾向にあります。本町においては、近年横ばいの状況でありましたが、本年度は増加しています。

このような中、本町では昨年度から新たに適応指導室、通称陽だまりルームを開設し、学校以外の子どもの居場所づくりに取り組んでいます。不登校の子どもや保護者が孤立することがないように、関係機関との連携にも力を入れ、不登校の解消に努めています。

いじめにつきましては決して許されない人権侵害であり、特に小中学校においては根絶しなければならない大きな教育問題の1つであると認識をしています。子どもたち一人一人が人に寄り添う心を大切に、思いやりの心や生命尊重の気持ちが育っていけばいじめは決して起こることはないと思っています。

しかしながら、いじめ事案が発生した場合には、学校と教育委員会が協力しながら迅速に対応し、指導主事を派遣するなどをして、初期の時点で解決できるよう努めています。

その他、個別質問については担当課長から答弁させます。

○8番（岩永宏介君） 最初に、先ほど私が壇上で申し上げました問題行動・不登校調査、文部科学省が行っているものですが、その概略を御説明ください。

○学校教育課長（西本和美君） 問題行動・不登校調査は、文部科学省が毎年行う全国調査です。実態調査を行うことで児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また不登校児童生徒への適切な個別支援につなげていくことを目的としています。調査項目としては、暴力行為、いじめ、小中学校の長期欠席、また高等学校の長期欠席や中途退学、また自殺などの項目を調査することとなっております。

○8番（岩永宏介君） 問題行動というのは、暴力行為といじめということが中心になるかと思いますが、そのようなことで今報告がありましたけれども、これは先ほどの町長のお話にもありましたとおり、もういじめ等については、絶対克服しなければならない人権上の最大の問題であろうと思っています。

この件について調べたところでは、今課長から説明があった部分以外で、もう少し細かいところでは、この調査を見ても、調査の中に重大事態の発生件数あたりも調べてあって、これが723件、重大事態ということですので、これは当然その自殺者の件も含むわけです。これが723件だったと、前年度は602件、それが重大事態についても増えておるんです。重大事態といいますのは言葉が非常に難しく、この法律、いじめ防止対

策推進法です。この中に重大事態と書いてありますが、そういう2点あって、心身や金銭の重大な被害に遭ったとか、もう1つはいじめによって相当期間の不登校に陥っていると。そのケースの場合も、今の723件の中にカウントしているわけです。

それとあと、自殺した児童生徒数は317人。これは前年度は330人で減ったということではあるんですよ。だけれども、減ったということで、このことを言うこと自体が非常に問題だろうと思います。減ったとか上がったとか非難されるだろうと思いますが、前言いましたけれども、317人。1人の子どもが亡くなったということでも、これは大きな問題です。

それから、そういう意味で、きちんとうちのこの自治体が、御船町がきちんとそういう形でといいますのは、いじめ防止対策推進法にのっとって、もう1つは、その法律に基づいてきちんと教育行政がなされているか。法律に基づいて教育行政が行われているかと、国がいじめ防止等のための基本的な方針というのを作っております。これは改訂版ですけども、最終決定は平成29年3月14日、文部科学大臣ということで書いてありますが、こういうのを国としては作っているんです。これに基づいて、きちんとした対応がなされているかというあたりを、時間が限られておりますけれども、チェックをしたと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、2つ目の質問は、この調査での不登校の定義はどうなっていますか。

○学校教育課長（西本和美君） この調査では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者、ただし病気や経済的理由による者は除く、者を不登校とし、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒を、調査対象としています。

○8番（岩永宏介君） 不登校は、病気や経済的理由による者、調査自体ではこれは数が出ているんですね、全国の数が出ておりますが、不登校と言った場合には病気や経済的理由による者は除く、欠席が30日以上と。そういう形で、ではそれにのっとったところでの、3番目の質問ですが。御船町立小中学校における不登校児童生徒数について質問いたします。

今年も入れて、過去5年間の不登校児童生徒数の推移といいますか、移り変わりについて、わかりやすくというか、ゆっくり数を、調査結果ということなんですが、挙げていただきたいと思います。

○学校教育課長（西本和美君） それでは、小学校と中学校を分けて御報告いたします。

平成28年度から令和2年度まで、小学校、平成28年度2人、平成29年度6人、平成30年度4人、令和元年度8人、令和2年度8人、令和2年度は10月までの数字となります。

中学校です。平成28年度12人、平成29年度11人、平成30年度10人、令和元年度7人、令和2年度16人、これも10月時点の人数です。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、平成28年度、これは小学校、中学校を合わせると14人ということですね。平成29年度は17人、平成30年度が14人、令和元年度が15人、年度途中ではありますが、令和2年度については24人と、14、17、14、15、24という形になるかと思いますが、特に年度途中でありながら、令和2年度が不登校者数が増加していると思いますが、この考えられる要因とといいますか、どのようなことでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 不登校は全国的に増加しており、また熊本県においても増加しています。本町においても、議員がおっしゃるとおり増加しておりまして、特に中学生が増えている状況です。原因として考えられることとして、本年度は新型コロナウイルス感染予防のため、4月、5月が学校休校となり、例年であれば4月、5月は家庭訪問や体育大会の準備など、時間にゆとりを持つことができておりましたが、本年度はその期間がなかったことで、特に新中学1年生、今年の新1年生については、新学期にコミュニケーションがとりにくく、友達同士の親睦を育む時間が十分に取れなかったことが要因しているのではないかと考えています。

○8番（岩永宏介君） 考えられる要因として、今、以上のことを挙げていただきましたが、熊日の報道でも、これは第1面はこれですよ。いじめ61万件というのは、皆さん方、これは熊日記事です。こういうふうにいじめの件数が出ました。それと、これはもうちょっとページの紙面をめくっていくと、コロナ禍の記事が出ておりまして、熊本県内の不登校者が最多3,317人、そして平成19年度については、豪雨の影響増加の恐れと、熊日の記者が、要因として書かれています。

だから、結局非常に、先生方にとっては4月、5月の休業日においては、家庭訪問したいけれどもなかなかできない。それと集団を、非常に落ち着いたクラス経営するための時間が足りなかった。だから非常に今、そのあたりのところが非常に大変な御苦労になっているんだと察せられるところです。

そうしましたら、そういう不登校の生徒及び当該保護者への学校の対応、そのあたりが御船町の場合はどうなっているのか。学校は不登校についてはどういう支援をやったり指

導を行っているか。今は、先ほど出ましたのは家庭訪問というのがありましたけれども。学校の組織の中でどういう方々が、担任が中心になりますが、外部からの支援あたりも取り込んだところでの指導があっているのかどうか。スクールカウンセラーの配置状況とか、そういうのも含めて質問いたします。

○**学校教育課長（西本和美君）** 学校は不登校児童生徒と話をする機会をもちろん設けております。まず学校で会うことができない場合には担任、養護教諭、また町で雇用しております心の相談員等が家庭訪問を実施しております。

また、各学校に週に1回、また隔週に1回配置されているスクールカウンセラー、これは御船町に3人配置されております。また、ケースにより支援をしているスクールソーシャルワーカー、これは学校配置ではなくて、個別のケースに応じてお願いを、依頼をかけております。スクールソーシャルワーカーが御船町には2人配置されております。

このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも相談し、学校と協力して対応しております。不登校児童生徒の中には医療機関を受診している場合もあり、医療機関との連携も重要なものとなっています。

○**8番（岩永宏介君）** そういう配置状況はわかりました。そうしましたら、不登校児童生徒が欠席、登校しない場合の主な居場所はどこでしょうか。先ほどの冒頭の町長の答弁では、御船町の適応指導教室、陽だまりルームということですか。そこも対応しているということですか。あと、どういうのがあるかということと、陽だまりルームについては、例えば実績といいますか、利用する人数とか、そういうのを含めてお願いいたします。

○**学校教育課長（西本和美君）** 不登校児童生徒の主な居場所としましては、やはり家庭というものが圧倒的に多い状態ではあります。ただ、その中においても、本町にフリースクールが2つあります。また、先ほど町長が申しましたように、昨年度から適応指導教室、陽だまりルームも開設しております。

まず、適応指導教室についてお知らせをしますと、昨年は延べ6人、今年は現時点で延べ5人が利用しています。1日平均では、1人から2人の利用ですが、継続して来られる子どももおれば、月に2回程度しか来れない子どももいます。学校以外の場所ではありますが、陽だまりルームで過ごすことができれば、学校に出席したということで、みなされております。また、学校の先生方も場所が近いため来所していただき、短い時間ですが、不登校の児童生徒と近況のやり取りをしたり、一緒に学習をしたりということを行っております。

ます。

フリースクールにつきましては、七滝に1カ所、小坂校区に1カ所、豊秋に1カ所という形です。それぞれ体験学習を主にした活動をなさっております。利用所としましては、七滝のさなぎのもりが計3人、大字豊秋のゼロスクールには2人が今利用をしております。こちらについても、学校から活動の様子を確認され、そのフリースクールとして不登校児童の受け入れが問題ないということで、こちらについても学校に出席したということで認めています。

○8番（岩永宏介君） フリースクールについては、今までさなぎのもり、これは上野ですかね、NPO法人生活と教育があったということと、私も知らなかったんですけど、小坂がゼロスクールというのがあるということで、そこでは3人と2人が指導、支援、居場所としてその先生方が支援されているということですが。

御船町の適応指導教室は、これは御船町適応指導教室設置要綱というのがあって、これは改めて出したんですが、不登校の状態にある児童及び生徒の学校への復旧を支援するためということです。目的に、これは水曜を除く月曜日から金曜日までの午後1時30分から午後3時30分までということです。ここを利用しているのが、延べ5～6人と。1日については1～2人という感じということです。

このスタッフ、この陽だまりルームのスタッフとしては、教室に、御船町適応指導教室指導員を置くということで、指導員は教員免許を有する者または教育委員会が適当と認める者とするとなっております。大体年配の、例えば公立小学校、中学校を退職された先生方ですか、いかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 昨年は適応指導教室、よその町で適応指導教室を経験なさった年配の方をお願いしておりましたが、本年度は、お母さんたちと同じぐらいの年代の方をお願いしております。

○8番（岩永宏介君） あとは家庭となると思うんですけど、やはりこれは非常に大事なことと思うんです。居場所づくりといいますか、そのあたりで、御船町適応指導教室があるということは、これは極めて評価すべきことだろうと思いますが、こういうのはほかの町、他町の動きはどのようなのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 本町のほかに、上益城郡内であれば、山都町、甲佐町、益城町が実施しています。

○8番（岩永宏介君） そうしましたら、不登校問題というのは、特に原因あたりは難しいと言いますけれども、あまり深入りはできないところもあると思いますが、とにかく児童生徒としては学校に行こうと思っても行くことができないといいますか。そして保護者は我が子が登校しない、あるいは登校できない。そしてその原因もよくわからないこともあったりして、それが保護者にとっては、そしてまた周りの子どもは毎朝元気に登校していく姿を見るにつけて悩み苦しんでいるという状況。これは実際にそういうお母さんから話を聞いたことがありますけれども、本人も行きたいけれども行けないような状況に置かれているし、あとの保護者はもっと原因もわからず、家にずっと引きこもってしまうという状況で、このあたりで居場所あたりがあるということが非常にやはり助かるということです。当事者でなければ味わえないそういう苦しみ、本当にこういうところを心境を察して余りあるところがあります。

それで、この件はここに置いて、そういう支援あたりの状況を見守っていきたいと思っております。

あと、続きましていじめの問題に入りたいと思います。この法律、いじめ防止対策推進法というのができ上がって、これも非常に多くの児童生徒が各県で命を落とす中で、いじめを苦にして亡くなるという状況がある中ででき上がったものです。これは特に、2011年だったかと思いますが、滋賀県大津市の私立中学校の2年生の男の子が亡くなった事案といますか、それと同じ年に、その直後にこれはできたと思います。そこに、こういういじめ防止対策推進法というのができ上がったわけですが、これは非常に、条文数はそんなに多くないんですが、極めて研究者とか教育関係者、法学者、そういう人たちの人知を集めてでき上がった法律だろうと思いますので、非常にしっかりした法律だろうと思います。

その中にいじめの定義が出てきます。第2条なんですけど、読ませていただきます。この法律において、いじめとは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

ちょっとわかりにくいんですけど、とにかく一定のいじめられた子と一定の人間関係にある者が心理的または物理的な影響を与える行為、そしてその行為によって、行われたいじめの行為によって、その対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う、

この定義もかなり変わってきました。そして現在はこんなふうな定義になっているわけですが、とにかく当該行為の対象となった児童等がどう心身の苦痛を感じているかというところが、この法律の定義の一番核心部分だろうと思います。

世の中にこういう言葉がありますけれども、私も今までこういう法律のいじめの定義を見ながら、しっかり考えさせられたんですが。世の中にといいますか、世間に一般的にこういう考え方があります。いじめられる側にも問題がある。それから俺たちもいじめられていたという考え方があります。そしてそれは実際にいろいろな本の中というか、専門家が書いた本の中にもそういう言葉で書いてあります。私はやはり過去自分でもよく言っていました。「やはりいじめられる側にも問題があるもんね」と言うことです。自分も子どもの頃はいじめられたしいじめたということを平気で言っていました。ところがこれが間違いだということを書いた本に出会ったんです。これはそのままの本です。『いじめはなぜなくなるのか』と。これは本当にいろいろな衆知といいますか、何かいろいろな、執筆者は学校の先生もおられるし大学の健康学部の先生とか心理学科の先生とか、たくさんのそういう専門家が知恵を出し合って作った本で、これを読んでいて、やはりそのあたりを考えさせられました。

なぜ、ではそんなふうには、いじめられる側にも問題がある。俺たちもいじめられていたもんねという話がどこが悪いのか、そのあたりがこのあたりにもきちんと書かれておって、そこを読むとまた、そういう考えを持っていけば考え直すようなこともあります。だからこの問題が非常に難しいのは、いじめが撲滅、根絶できないのは、そこに1つはあるのではないかなど、この本には書いてあるわけです。なぜなのか、そのあたりはまた、この本を読んだり、あるいは考えて、やはり社会が考えていくべきだなと思っております。

ただ、「俺たちもいじめられていた」ということについては、これにきちんと、どっちも両方とも書いてあるんですが、1960年代のいじめです。私たちが直接この世代がもう見聞きしている1960年代や1970年代のいじめと、今の、このいじめ防止法まで作らざるを得ないような1980年代以降に始まるいじめ、これは本質的に異なる。異なるんですよ。だからそういう自覚がないと、いじめ根絶が難しい1つが、その世間の考え方が変わらないということを書いてあります。そこでまたしゃべりすぎますが、そういうところでしっかり考えていくべき問題だろうと思います。

質問いたしますが、御船町立小学校における、そういう意味でのいじめ、御船町立小中

学校における児童生徒に係るいじめの問題について、質問をいたします。

過去5年間の小中学校におけるいじめの認知件数はどのようになっていますか。

○学校教育課長（西本和美君） いじめの認知件数についてお答えします。

令和2年度は、現在アンケートを実施中でありまして集計できておりませんので、平成27年度から令和元年度までの5年間をお知らせいたします。小中学校別と合計をお知らせします。小学校、平成27年度25件、平成28年度21件、平成29年度19件、平成30年度15件、令和元年度20件。中学校、平成27年度20件、平成28年度14件、平成29年度22件、平成30年度19件、令和元年度17件。小中学校合計です。平成27年度45件、平成28年度35件、平成29年度41件、平成30年度34件、令和元年度37件となっています。

○8番（岩永宏介君） 平成27年度からの平成27年度が45件ということですね。それでそういう45、35、41、34、37という形で小中学校のいじめの件数、認知件数とわざわざ書いてあるのは、これは学校が把握したということですね、認知件数と。それ以上にあるのかなと思いますけれども。

では、そのいじめがそういう形で、いじめの次には、いじめが発見されたといえますか。まず令和元年度は37件だったと思いますけれども。令和元年度の37件について、どんないじめを受けたか。いじめを受けた児童生徒は誰にそのことを話したか。これは調査の報告だろうと思いますけれども、そのあたりを質問いたします。

○学校教育課長（西本和美君） まず、どんないじめを受けたかについてお答えします。小中学校共通で多いものが、ひやかしやからかい、悪口や脅し文句に嫌なことを言われる。またぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。とても少数でありましたが、仲間はずれや無視というものがありました。

小学校のみ、中学校のみで回答が上がったものがあります。小学校のみで見られたものが、物を壊されたり、捨てられたりする。これは学校に確認いたしましたら、図画工作の作品にいたづらをされたりということが起きたということです。中学校のみで出たものに、パソコンや携帯電話等で嫌なことをされるというものがありました。

いじめを受けた児童生徒は誰にそのことを話したか、ということについては、学校の教職員・学級担任が発見した、もしくはアンケート調査など学校の取り組みにより発見したというものが約半数、同じ件数ほどで、教職員以外、本人が直接訴えたもの、また本人の保護者が訴えたもの、保護者の中で、本人の保護者ではない、本人の保護者を除く方から

の情報というものが、半数を占めていました。

○8番（岩永宏介君） 本当にひやかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。ぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする。仲間はずれ、無視、物を壊されたり捨てられたりする。パソコンや携帯電話等で嫌なことをされる。これは選択するという形で複数回答する形だったと思いますけれども。そういうことで、こういう町内の小中学校においてのいじめの対応といいますか種類ということで、これは全国的にもこういうことだろうと思います。

1つ注目したいのは、いじめ発見のきっかけのことなんですが、本町の場合は学校の教職員等が発見したのと、学校の教職員が発見したというのは、内訳としては学級担任が発見とか、アンケート調査の結果だとか、アンケート調査あたりでわかったと。あるいは学校の取り組みにより発見したと。それともう1つが学校の教職員以外からの情報により発見する。例えば本人からの訴えとか、該当児童生徒の保護者からの訴え等半々、学校の教職員等が発見した、教職員以外からの情報による発見は、それぞれ半数、同じぐらいということですね。

それで、熊本県の公立学校の心のアンケートというのが2019年度に集計をやっておりますが、やはり小学校では殴られたとか蹴られたとか、中学校、高校でひやかしからかいが多いということを書いてあります。いじめを受けた人は誰に話をしたか。全体としては担任の先生あるいは家族、友達、先輩へ相談する割合が高く、次に養護の先生、担任、養護以外の先生が高くなっている。一般的な傾向ですよ。

これで考えたいのは、いじめをなくしていく1つの参考になるのは、このあたりが、1つのポイントになると思うんですが、自殺者とかそういうのをやはり絶対出したらいかんわけですけども、この相談する人が誰かいるということは、ものすごく大きいと思います。いじめられた子どもが誰かに話をする。いじめを話すと随分違ってくるとは思います。そういう心のアンケートで、いじめられたことを誰かに話ししたか、「話をした」と回答した児童生徒は、小学校が71%、72%ぐらいです。これがプラス3.3ポイントだそうです。ちょっと伸びているんですね。だから相談した、話をしたというのが増えた。だから、大人に知らせてくれると、大人がやはり対応できるんです。だけれども、あとの3割は誰にも言わず、中学校では77%、高校では82%が誰かに相談をしているわけです。だから、いじめられたことを誰かに話すということを、この割合を増やすことが極めて大事だろうと思

います。

では自分にそれを、自分がいじめられたときに、では誰か親か担任の先生に話ししたか。自分で自分の胸に手をあてて考えてみますと、やはりしなかったと思います。それは小さな一過性のとといいますか、いじめだったから金品を巻き上げられたこともありましたが、一過性だったからまあ片づいたというか、それがずっと、今のはしつこくいじめられていくと、それがいろいろなストレスになっていって、追い込まれていく状況というのがあると思いますので、なぜ相談しないのか、話さないのか、誰かに頼らないのか。

だからやはり、担任の先生あたりが非常にポイントを握っているんですよ。学級経営とか、子どもに寄り添うとか。先ほど町長がおっしゃった、例えば思いやりの心、生命尊重の心、そういったのを教育の中できちんとやっている学校。数年前、私が同じような質問をしたときに、教育長はそのあたりを、言葉は支持的風土ですね。それが印象に非常に残っているんですけど、そういうクラス経営をやっているとやはり相談ができるんです。

ところが先生方が毎日忙しそうにされていて、相談しようとするけれども、先生に迷惑がかかるという相談しなかった生徒も現におるんですよ。そして亡くなっていった子もおるんですよ。調査の中で、そういうのもわかってきていますので。やはり先生はいじめについて、これが一番の課題ですので、時間的にゆとりがないといけないと。そして、我がクラスのことをずっと頭の中で考えていけるような仕事、本人の仕事能力もあると思いますけれども、やはりそのあたりの処理の仕方あたりも非常に課題だろうと思っております。相談しやすい体制がものすごい大事だなと。保護者に向けてもですよ。いろいろな事件で保護者が知らなかったということが多いわけです。一番身近な保護者が理解できないという難しさもあるわけですね。

とにかく、いじめられていても認めたくない、他者に知られたくないから打ち明けなかったと、自分は思います。プライドとか惨めな気持ちが少なからずあって、打ち明けられないというのがあると思います。そのあたりを、御船町の場合はどうだろうと思います。

今度は次の質問ですが、平成25年、2013年6月、いじめ防止対策推進法が成立して、国は国の基本方針、いじめに対する基本方針を作らなければならなくなっています。それから、地方公共団体、県は熊本県いじめ防止基本方針、その法律に基づいて作られたのが、先ほどのいじめ防止等のための基本的な方針。熊本県が同じ法律に基づいて作ったのが熊本県いじめ防止基本方針改訂版、平成2年11月24日、熊本県です。

学校としては、学校いじめ防止基本方針、これがすべての小中学校で、町内でも、全国的に制定率が100%ですので、すべての小中学校にでき上がっております。そういう学校いじめ方針とか、熊本県のいじめ防止等のための基本的な方針とか、国の基本方針をもとに、これを踏まえて質問をしたいと思います。

これは、非常に大きな問題で難しいと思いますが、質問の内容はいじめの事案が令和元年度については37件ありました。そのいじめ事案への対応については、各学校とも自分のところで作っている学校いじめ防止基本方針に従って行われたか。そのあたりを聞かせていただければと思います。

○学校教育課長（西本和美君） 各学校とも、学校いじめ防止基本方針に沿って行われております。

○8番（岩永宏介君） 非常にバツとした質問だったわけですが、特に私が申し上げたいのは、このことです。いじめ防止対策委員会というのが各学校にあります。そして、それを中心にこう書いてあります。組織的な対応ができていたかということです。そのあたりはいかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校では、いじめ不登校対策委員会という名前の組織的な対応をしています。また、子どもを見つめる会、子どもを語る会という名称で会議を開いている学校もあります。

○8番（岩永宏介君） 組織的な対応ができていくというのは、やはり外から見るとわかりにくいんです。だから、できていたとおっしゃったんですが、それは答弁としては間違いはないわけでしょうから、それは私は認めたいと思うんですが。これを、ちょっと読ませてください。これは先ほど申し上げました2011年に滋賀県大津市の中学校2年生の生徒がいじめを苦に自殺したときの、第三者調査委員会の報告です。その中に、チームワークというのが書いてあるんです。1人で悩むことのない職場づくり、1人で解決しようとするのではなく、周りの多数の教員の力を合わせることである。ぜひとも協力・共働の教育現場を作ってほしい。職場で常に子どもの話題が交わされている場合、担任1人が孤立するようなことはない。だから、こういうのが抜け落ちていたというのが調査委員会の報告なんですよ。この大津市立中学校においては、協力・共働の教育現場ではなかったということなんです。

今度は担任に対する指摘です。非常に厳しいです。これは公表されていますから、ネッ

トで検索できますから、それを持ってきていますので、あと重要なところは消してあるそうです。個人情報についてはです。だから問題ないと思いますので、続けて読みます。

当該事案の担任は、4月にほかの中学校から異動してきた教員で、授業力のある研究肌の教員であった。しかし他方で、皆で相談するというよりは、自分のクラスのことに口出しされることを避け、1人で生徒指導上の問題を抱え込んでいるという評がある教員であった。こうした担任の特性に気付いていた教員が周囲にいたものの、積極的にかかわり合おうとする教員はいなかった。1つの問題を担任任せにするのではなく、みんなで考え、みんなで解決する職場づくりを目指したいものである、ということです。

だから、いかに組織的な対応ができていくかというのが大事なことだけれども、このことは学校の現場ではなかなか難しいと思いますので、ここはやはりチェックのポイントです、このあたりはです。そういうふうだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。感想は聞きませんので。

7番目の質問ですが、児童生徒が、いじめが訴えやすい相談体制はできていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 本町では、24時間SOSダイヤルのようなものはございませんが、スクールカウンセラーが学校を訪問される来校日時を児童生徒、保護者に伝えたり、また直接教育委員会でも御相談を受け付ける体制をとっています。

○8番（岩永宏介君） このいじめの防止等のための基本的な方針の中に、文部科学大臣が決定と書いてある、これには24時間子どもSOSダイヤルというのが、0120-078-310と、「なやみいおう」と、「78310」です。これは全都道府県指定都市の電話相談窓口の24時間体制化というのがあると書いてあります。何とかなくそうということをやっている文部科学省だろうと思います。

そしたら、これもいじめをこういう形で克服できないかなということで質問しますが、8番目の質問です。いじめに係る校内研修やいじめ問題を扱った事業等の取り組みについて質問したいと思います。

各学校のそういういじめ問題を扱った事業とか校内研修の中で、優れた事例はないか、あれば紹介いただきたいと思います。

○学校教育課長（西本和美君） このいじめに基づく、いじめをテーマとした校内研修というのは、各学校で年間4回から7回行われています。具体的に、その中では、先ほどの不登校対策委員会を実施した後に、その内容を全職員に周知しているとか、ということが報告

されているのですが、早期解決した事案というものとしては、事実関係、事実の確認が早くできた場合に、課外時間の語り込みや謝罪、保護者連絡まで学校組織で対応したというような、そういうことが上がってきております。

○8番（岩永宏介君）　そういうものがやはり学校独自の問題事例検討とか、ものすごくいいと思うんです。そういうのがどんどん増えてこないで、4回から7回定期的に行われているということでしたら、あとはそういうのをきちんと、学校の方針に従って定期的に行われているということでは、非常にいいなと思います。

それで、先ほどのいじめに関する津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会は校内研修でこんなふうに言っています。前段に挙げたようないろいろな校内研修などを書いてあるんですけども、研修プログラムを学校外や上位機関から言われるままに漫然と行うのでは十分な効果が得られない。研修を行う上で大切なポイントは、自分の学校や学年、またはその集団の状況や実態を把握することである。そして今何が必要かと、研修を行う者の中でしっかりと議論して、課題をブラッシュアップし適切な研修を選ぶことである。これがわかりやすいです。すなわち従来のやらされている研修から自らが選んだ研修へとシフトしていくことであると、書いてあるんです。やはり上から言われて研修をやると、指示が来たからやるというのではなくて、校内の状況をとらえて、自分たちでどこが足りないとか、何が必要かということから、職員が組織的に作り出した自らが選んだ研修でないと、本当の意味合いは持たないと。

だから私は思うんですが、例えば各校の、この中心となっている生徒指導の担当者です。その先生方が、その中で誰かが自発的に声を挙げて、いじめを何とかしようということで、その中心となるリーダーが持ち寄って、そこで研究会を開くとか、そういうのはもう出てこないかなと思っています。

それから、これは2つ前の質問です。町の教育委員会です。町の教育委員会会議というのがあると思いますが、教育委員会会議の議題としていじめの問題が議題に上がった回数はいくらぐらいですか。

○学校教育課長（西本和美君）　昨年度と今年度に関しましては、いじめに関する重大事態の発生がなかったため、教育委員会の議題としての取り扱いは行っておりません。ただ、年1回調査での発生件数等については報告しております。

○8番（岩永宏介君）　重大事態がなかったから、それは非常によかったわけですが、そのと

きは必ず開かないといかんということになります。だけれども、やはりそういうのが、例えばなんですが、教育委員会ばかりではないでしょうが、このいじめ防止対策推進法の第3条です。その基本理念というのが書いてありまして、こういうのも非常に、法律もいろいろな事件があって進化して、最終的にこういうところで規定されているんですが、第3条の3項に基本理念が3つ目に書いてあって、1、2、3あるんですが、理念があって、3番目の理念、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、いいですか、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

だから、言いたいのは、これをこういう学校ばかりではなくて、地域住民、家庭その他関係者連携というのは、これを一般的には社会総がかりと言いますか、社会総がかりでいじめに当たらないといかんという表現をしておりますが、やはりそのあたりが、一番最初にやってほしいのは、例えばいじめ防止対策推進法の理念からしっかり、なかなか1回、2回読んでも理解はできないと思うんです。それからなおさら、このいじめ防止等のための基本的な方針というのは、非常に哲学的な内容を含んでおりますので、教育哲学的なです。だから1回読んでもなかなか理解できないんですけれども、こういうのを読み合わせるとか、そのあたりが特に大事ではないかと思えます。

それで、そのことを、先ほど申し上げましたけれども、そういう総がかりで国民的な課題であるというところで、それであるならば教育委員会でもうちょっと議題として御船での教育行政をどうやるかということでは、やはり検討をもうちょっと図ってほしいなと思えます。

そしたら、教育長にお尋ねしたいと思うんですが、今までの学校での御経験とかも踏まえて、何かそういう今後の手立て、御船スタイルでもいいと思えますけれども、何かこのいじめ・不登校に対して、こういうのを考えているというところがございましたら、お願いしたいと思えます。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

今、議員が御指摘になりましたように、平成25年に、このいじめ防止対策推進法が成立いたしまして、改訂もなされておりますけれども、国を挙げてのいじめ防止の対策が練られているということです。その基本理念を受けまして、町として取り組んでいることを交

えながら、どう課題解決を目指していけばいいのかということについて、お答えをいたします。

これまで、課長がお答えしましたように、いじめは起こってしまったときの対症療法と、未然に防ぐための方策がございます。町教育委員会といたしましては、いずれの場合も、学校や関係機関と緊密に連絡を取り合いながら、いじめゼロを目指してまいりました。これまでいじめが発生したほとんどのケースは解決を見ております。

教育委員会が学校と連携して解決した事例としましては、校長経験のある4人の指導主事が学校に出向き、適切な助言を行ったことで解決した事例がございます。また、先ほど課長がちょっと触れましたけれども、保護者が直接教育委員会においでになって相談された事例では、やはり学校への委員会の指導とか連絡とか、ちょっと待ってくれということで相談に来られまして、直接委員会の職員が間に入って解決をした事例もございます。

しかしながら、いじめ防止には大変複雑で難しい課題もございます。私は幾つか分析をいたしましたけれども、1つ目の課題は、これは議員も御指摘なさいました見て見ぬふり、それから傍観者、これもいじめの当事者だということです。このことを自覚させるのはなかなか難しいことではありますが、これまでお答えしましたように、子どもたちの心に染みる、そういった道徳の授業、それから担任や学校長による講話など、あらゆる機会をとらえて、いじめは人の心を深く傷つける、絶対にしてはならない人権侵害であるということを繰り返し言って聞かせることが重要であると、常に学校に訴えかけています。

2つ目の課題は、これは私それから教職にある者は皆思っていると思うのですが、いじめられる側もいじめる側も子どもだということです。つまりいじめる側の子どもたちにも、本人の特性や複雑な家庭事情に配慮を要する場合があるということです。こうしたケースの場合は、一方的に非難するだけではなく、しっかりした教育相談体制を整え、学校や家庭、教育委員会や関係機関といった、先ほど議員が御指摘になりました社会が総がかりでいじめをなくす努力が必要であると痛感をしております。

いじめの早期発見は、これは当たり前のことですが、発見した場合、全力でその子どもを守る、そういう姿勢、体制が大事ではないかなと思っておりますし、常々町の校長会でそういうお話をさせていただいております。

先ほど議員から地域の協力もということでお話が出ておりましたので、現在コミュニティスクール、それから学校運営協議会が発足をしておりますので、早速そこでも議題とし

て取り上げ、そして全面的に地域の方々にも協力をしていただけるよう、要請を続けていきたいと思っております。

町の教育委員会といたしましては、今後とも各小中学校との連絡を密にしながら、御船町の子どもたちからいじめがなくなりますよう、教育委員会会議、町長が主催します総合教育会議等を通して、こうした議題の解決も含め、今後ともいじめの未然防止に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（池田浩二君） 岩永議員、1時間が過ぎておりますので。

○8番（岩永宏介君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 散 会